

第四十三回国会 衆議院 逓信委員會議録 第二十七号

(五六七)

昭和三十八年六月十二日(水曜日)

午前十時五十六分開議

出席委員

委員長 本名 武君

理事 大高 康君 理事 岡田 修一君

理事 佐藤洋之助君 理事 中村 寅太君

理事 羽田武嗣郎君 理事 大柴 滋夫君

理事 栗原 俊夫君 理事 森本 靖君

小泉 純也君 樺熊 三郎君

中山 榮一君 橋本登美三郎君

保利 茂君 星島 二郎君

森山 欽司君 安宅 常彦君

佐々木更三君 安平 鹿一君

受田 新吉君 谷口善太郎君

出席國務大臣 小沢久太郎君

出席府政委員 保岡 武久君

郵政事務次官 武田 功君

郵政事務官 (大臣官房長) 淺野 賢澄君

郵政事務官 (大臣官房電氣通信監理官) 岩元 巖君

郵政事務官 (大臣官房電氣通信監理官) 大橋 八郎君

委員外の出席者 日本電信電話公社総裁 米沢 滋君

日本電信電話公社副総裁 平山 温君

日本電信電話公社総務理事 金光 昭君

日本電信電話公社総務局長 千代 健君

日本電信電話公社施設局長 橋本 一郎君

参考人 (全国有線放送電話協会理事) 重田 朝光君

参考人 (全国農村有線放送協議会事務局長) 木村 利正君

専門員 水田 誠君

六月十二日

委員伊藤卯四郎君辞任につき、その補欠として受田新吉君が議長の指名で委員に選任された。

本日の會議に付した案件

公衆電氣通信法及び有線電氣通信法の一部を改正する法律案(内閣提出 第一六五号)

○本名委員長 これより會議を開きます。

公衆電氣通信法及び有線電氣通信法の一部を改正する法律案を議題として審査を進めます。

本日は、まず本案について参考人より意見を聴取することといたします。

なお、参考人として本日御出席いただきました方々は、全国有線放送電話協会理事重田朝光君及び全国農村有線放送協議会事務局長木村利正君、以上二名でございます。

参考人各位には、御多忙の中のところ、本委員会に御出席くださいましてありがとうございます。厚く御礼を申し上げます。本委員会におきましては、ただいま公衆電氣通信法及び有線

電氣通信法の一部を改正する法律案の審査中でございますが、本日は参考人の方より本案に対する忌憚のない御意見を承り、審査の参考にいたしたいと思っております。

議事の進行上、まず参考人の方より一人約十五分程度本案に対する御意見を承り、その後委員の方より質疑を行ないたいと思っております。御意見発表は重田参考人、木村参考人の順序でお願いいたします。重田参考人。

○重田参考人 私、全国有線放送電話協会の理事の重田でございます。本日参考人として、この機会に、有線放送に関する所見を申し上げる機会を得ましたことを非常に光榮に存じておる次第でございます。

今國會において審議を進められておりますところの公衆電氣通信法及び有線電氣通信法の一部改正の法律案の内容は、われわれが多年要望しておりました有線放送電話に関するわれわれの要望をひとつ認めてやろうというふうな御趣旨で改正が進められておる、この問題に對しましては、衷心から感謝を申し上げておる次第でございます。法案の内容につきましてもいろいろ拝見いたしましたところ、われわれが多年繰り返しお願いしておりましたことを取り上げていただいております点に對しまして、非常に感謝を申し上げておりますが、まだ一、二われわれの満足のできない点もあるものであります。まずこの機会に、有線放送電話の特徴と申し上げますが、特別なものであることにつき

ましては、すでに皆様方におかれても十分御認識のことと思っておりますが、放送と電話の両方の機能を持つていたというところは、これは周知のことですが、いま一つは、これを設置し運営をしておりますところのそれぞれの機能が、その構成員である電話加入者の経済力による負担にたえて運営ができるという、ことはをかえるならば、非常に安い経費で合理的に運営せられるというところ、一つの妙味があるものであります。

しかも、いままで電話なんというものは、高ねの花で、とても身近に引くことのできない地帯、しかも人口疎にしてこわらに一軒、あちらに一軒というところにくまなく電話が引ける。したがって、有線放送はどこまでその地域における大部分の——あるいは一〇〇%のところもあるでしょうが、大部分の住民が加入しなければ、いわゆる設備のコストにおいても、日ごろの運営においても、合理化されないものであります。いま全国に二千六百できておりますが、非常に喜ばれてたぐさんでできているというふうに簡単に考えになります。実は私も、神奈川県川県の成瀬農協の組合長として、この有線放送電話法の施行前に、千葉県で盛んに電話が農村に引いてあるのだから組合長おれのはうにも引けということからこういたしました。当時手をつけて引いたのであります。そのときの行き方につきましては、これはいまでも同じであると思っておりますが、全員のはほとんど大部分が賛成をして、しかも

自己負担をするということがきまらなければ実施ができませんのであります。でき上がったものを見てもらいなさい、非常にスムーズにいっておりますが、現在有線放送を引きたくても引けないという地帯が、その内容を検討いたしますと、それは経済力がないわけではなく、負担も納められるわけでもない、どうも二派に分かれてけんかしては、一軒おきに引いたのではむだだといふことで、議がまとまらないで引けないというのがすいぶん各所にあるわけでありまして、言いかえれば、有線放送電話が引いてある地帯というのは、とりもなおさず非常にその地域が事と一致して、共同一致の精神に燃えて平和である、派閥争いをしていないのだという証拠にもなっています。政治の上から見ても、きわめてこれは、有線放送のあるということは、すでに一歩住民の意識が進んでおるんだというふうなうぬべれた解釈をしても差しつかえないわけでありまして、したがって、大抵のところ、その地域に入割以上の加入者の同意を得て実施していただけるのが現状でありますし、しかも、一たんできた以上は、その中心であるところの放送並びに交換の施設は、人間でいうと、ちょうど心臓部と同じであります。それから全部血液が末端の個々の加入者まで伝わっております。したがって、個々の加入者が電話を持てているということは、一般電話を引いているというこの感じとは

全然別でございまして、自分たちが金を出して、自分たちがつくったものだ、自分たちのものだというその自覚に、非常にふだんにおけるところの運営、たとえはちよつと風が吹いて電柱が曲がっても、この部落の者だけが寄つて直していい、あるいは木の枝がはびこつてきて電線に触れているという場合には、その部落で出ていつの間にかそれを取り払つて電話の保守をしておる。こういうような目に見えない、自分たちの路線を守るのであり、自分たちの電話を保護するのだというこの考え方は非常なものでございまして、これがいろいろの仕事を上において、また、大きなプラスになつておるのであります。そのことを、実施している責任者として特に痛感しておりますので、有線放送の特徴としてちよつと申し上げさせていただきます。

今回の法律案の内容を拝見しまして、大体において賛成でございます。ことに有線放送の施設は、一口に言うならば、ピンからキリまであるものであります。非常に簡単なものでもあり、話をしても隣にも一切聞こえないというりっぱな秘密装置のものもあり、粗悪なものもあります。したがって、一がいには言えませんが、とにかく規格のいいものに対しては、公社電話にないものでないに供する。その規格があまり劣るものに対しては、その区域内の電話局の管内の一般電話につなげる、こういうふうな一種、二種に分けて考えられておりますことについては、非常に賛意を表しておる次第でありまして、どこまでもこ

れを自主的の有線放送の施設者の立場を考慮せられて考へられた案として、施設者側としては非常に賛意を表しておる次第でございます。

ただ、この機会に、有線放送は、私的にちよつと農業協同組合とか市町村が始めまして、実際の毎日の運営は公共性を持ったものであります。一般の通話以外に放送伝達のこととは、かかつて住民の福祉に關係したことのみにありまして、非常に公共性の高いものであるにもかかわらず、どうも今回のこの法案改正についても、有線放送というものを、非常に公共性の高いものであるというように感ずるのではありません。有線放送を健全に育成するんだという趣旨で、有線放送電話法というのがありますが、この法に對しての改正が何ら顧慮せられないところは、われわれとして一まつのさびしさを感ずる次第であります。と同時に、国が将来無線放送をどうお考えになつておるんだということに對しての基本的なお考えが十分うかがえない。ことに農山漁村において、あの広い地域に一般電話が十二分に普及する時代は、百年河清を待つのみであらうといううな感を深くしておりますが、神奈川県では都市近傍は非常に発展しております、電話が何年たつても引けないという現状においては、当然有線放送で一時われわれの通信の便を得たい、そういううな考えが熾烈でありまして、いま県下の大部分に有線放送が引かれておりまして、あたかもその数は横浜、横須賀、川崎というふうな都市の近傍の農村にも普及し

ている、こういう実情でございます。今度接続が認められて、公社の指導、援助を受けることは、有線放送側としては非常な期待を持っておるのであります。ぜひこの専門の電話の公社におきまして、有線放送の電話の大部分に對して十二分の御指導、御援助を賜わりたいと思ひますが、それがあまりにも過ぎて、あるいは検査、監督と申しますか、それが厳にして、個々の有線放送の設置者が非常に苦しむようなことがないように、特段のひとつ御考慮を賜わりたいというふうに思つております。

あえてそういうことを申し上げるのは、現在の試験設備におきまして、実は加入者は非常に喜んでおりますが、その経営に當つておる理事者が非常に苦心されておる実態が生まれておるのであります。このことを見ました場合に、やはり有線は有線としての一つの特色があるし、この点をいさしく考慮せられたいということがわれわれの考え方でございます。

なお、同一市町村内にある二つ以上の有線放送を相互接続を願いたいというこの希望も前からしておりました。これが認められまして、共同設置はいいということになるようでありますが、この場合、従来だと、従来もそうしたこと、農協の合併等において電話の一つも持ちたいということをして申し入れておりました、いままであつたものを廃止して、廃止新設の手續を取るといふことでありましてこれは手續の上においても非常にめんどろであります。また、実際問題として新設する場合に、農村の実情が非常に違つた地域においては、ここには一般の電話が、人口千に對して十七以上入つてゐる、

これは除外しなければならぬ、こういう問題を非常に提起されるのであります。これは有線放送をやつておるものにとりましては致命的な打撃でございます。ことに農協あたりにおいて全組合員に有線放送が入つておる場合に、ある地域だけがその部落の隣に電話が入る、集団住宅ができた、それでこれは除外だとなると、その組合員だけ別に扱わなければならぬ、何らの放送も連絡もできなくなる、こういうことは理事者として忍びないことであります。ことに市町村でやつた場合に、町村民の、ある部分だけを有線放送を引くことはできない、引いてはならぬといううなことで規制されましたのでは非常に困るのであります。現状においては、そういういわゆる認定基準によつて、除外区域というものを行政措置としてされます。これはきわめて有線放送としては困る問題でございます。どうか引きたいものには引かせていただきたい。ことにいまの千分の十七というのは、統計によりまして、ちよつと百軒の部落に七軒の一般電話が入ると、もう有線放送は聞いちゃいかぬ。それでは九十三軒の人は、公社電話を引かない限りは、電話の便には浴することはできない。隣の部落まであつて、自分たちの構成している市町村なり農協が実施していながら、それにあつておることができない、こういう実情でございます。これはぜひともこの行政措置の緩和を願いたい。相なるべくは、撤廃を願いたいというのがわれわれの願いでございます。

いろいろ申し上げましたが、なお接続にあたりまして、一種、二種でありまして、一種はその局区内、二種は一

中継でその県内に限るといふ条件をつけられたことは、これは非常に痛いことでありまして、ことに神奈川県等においては、県内に限るとしたならば、川崎市の農村部では、東京の市部とは全然話がでない、こういう実情でございます。まして、どうぞこれも県なんという区域ではなく、一中継という一つの制限があるのですから、一中継でいいということに二種をしていただきたいということがお願いでございます。

いろいろ申し上げましたが、以上、この法案に對しまして、われわれのお願いを申し上げて、御参考になるかどうか、ひとつ施設者の立場で申し上げさせていただきます。 (拍手)

○本名委員長 木村参考人。

○木村参考人 木村でございます。一応本法律の改正案についての意見を申し上げます。

私ども施設者といつしまして、昨年来国会並びに政府に對して要望をしてまいりました。その基本的な要望線である有線放送施設の相互間接続と公社線との接続という点においては、本改正案に對して原則的には賛成でございます。ただしそれは、そういう要望が具体的に何らかの手續によつて、この法律の改正によつて実現ができるといふ形がうかがえるから、原則的に賛成だといふことを申し上げるわけですが、全面的に見ますと、なお相當の問題点があるといふふうに私どもは考へるわけであります。たとえば、いま申しました相互間接続にいたしましては、法文上あらわれてこなかったのか、共同設置という非常に迂遠な方法をとらなければ実現できないような法律改

正がせられなければならないかつたのか
ということがまず第一点であります。

それから、公社線の接続の問題につ
きましては、これはこの政府原案が国
会に提出されまゝに至るまでの経過を
私も承知しておりますが、いままで
の経過からいいますと、非常に前進で、
たとえば公社の接続の役務の提供が有
線放送施設の交換台までという形で
いったこと、その裏を返しますれば、
有線放送施設の主体性が認められたと
いうように私どもは理解いたしてお
りますので、この点におきましては、本
改正案について全面的に賛成するもの
であります。ただし、この改正をする
ことによつて、従来、試験接続で、一
昨年、昨年来試験接続が実施されてお
ります三十三施設につきましては、一
中継を限つて地域的制限なく通話が
できるような形がとられておつたもの
がかわらず、本改正案におきましては
、同一都道府県内という行政地域の
ワケが一つはまつてきたわけでありま
す。なぜ通話の中で行政地域のワケを
はめなければならぬのか、現在の電
電公社の通信範囲というものは、行政
地域にこだわらず、通信局なり電話局
の分布状態によつて、その通信範囲と
いうものがおのずから出てくるわけな
らうのでありますが、有線放送の接続す
ることによつて、なぜそこに同一都道府
県というよりな行政的な地域のワケを
きめなきやならないかということは、
私ども施設の代表といたしましては、
釈然とし兼ねないものであります。
特に北海道が、同一都道府県とい
う形で考えますならば、当然同一行
政地域として考えられるわけでありま
すが、北海道に關しては、通信局に

よつて分ける、はなはだその辺が首尾
一貫してない区分のしかたがとられて
いるように私どもは考えるのでありま
す。その辺立案者としての御意見を私
どもも承りたいところであります。当然
ならば、いままでの三十三施設の実績
からいまして、一中継で行政地域の
制限などは設けなくてもいいのではな
いかということ、それから、今回の法
文上明らかにされておりますが、同一
都道府県内と限つておりますが、同一
都道府県内においても、一中継という
規制がまた出てきております。私ども

の農民なり漁民なりの生活行動半径と
いうものは、もちろんその居住地での
村なり町なりということが中心になる
とは思いますが、やはり経済的な
政治の中心地である県庁所在地と
の連絡というものは、非常にひんぱん
度が高いわけであり、いまの同一都道府県内
の一中継というところに規制されま
す。地域によつては自分の県庁の所在
地との通話ができなくなる。この辺も
同一都道府県内は、一中継に限らず、
無制限に通話のできるような措置が講
ぜられないものかどうか、こういう点
も御検討願いたい問題だらうと思いま
す。

不当ではないか。ましてや、その施設
の各戸の加入者に対する施設は、当然
その施設自体あるいは加入者の資金に
よつてつくられたものであり、これに
対する保守、管理も、当然その施設の
責任においてやることにするわけであ
ります。公社がその加入者一戸当たり
の十五円という基本料加算額を取ると
いう形は、これはどう見ても、これを
徴収するだけの理由づけがないのでは
ないかというふうに考えるわけであり
ます。この点、今回の法律の改正を契
機にして、今後全廃するという方向で
御審議願いたいというふうに考えるわ
けであります。この問題につきまし
て、いろいろと原案について御検討の
意思を承つておりますが、ただ、そ
れが回線通話であるとか、その他の形
ですうかえられた形でもって徴収され
ることのないように、再度この問題に
ついて、十五円というものは本質的に
不当なものであるという御認識を新た
にしたいと思つたのであります。

次に、この法律改正に直接関係はこ
ざいせんが、この法律の施行にあ
つた際の行政措置の問題として、現在
の有線放送の認定基準につきまして
は、昭和三十三年七月一日の郵政省監
理官通達によつて、いわゆる人口千人
に対する公社電話十七以上の普及率の
地域に対しては、これは業務地域から
除外するといふ規制がございます。こ
の問題につきましては、千分の十七と
いうのは、昭和三十三年当時における
ところの電話の農村における普及率
といふものをおそらく基準になつたの
であらうというふうに理解いたしま
すが、そうだとするならば、現在の電

話の農村における普及率といふもの
が、昭和三十三年以降全然進捗してい
ないのかどうか、そのようなことはお
そらくあるまいと思つております。

私も農村の実態を知つております人
間といつたしませんが、そういうことは
ありません。そうしますと、昭和三十
三年当時の現状判定から昭和三十
八年現在に至つてもそれが規制の基準に
なつていないといふことは、はなはだ矛
盾した問題ではないかと思つてあり
ます。これは現在の普及度が大体千分の
二十五なり、千分の三十程度に進んで
いるのだらうと思つますが、これは専
門家の先生方に御検討願ひはおわかり
いただけたらと思つます。こういう形
の昔のものがそのまま規制基準に持つて
こられていくといふことに非常な矛盾
を感じるものであります。この問題はそ
のまま生かしておくのではなくて、本
改正を契機といたしまして、この千分
の十七という規制は、できるならば全
廃をしていただきたい。むしろ、あく
まで定数といふものにこだわらなけれ
ばならないとするならば、そういう実
態に対応したところの規制基準といふ
ものが検討されてしかるべきではない
だらうかと思つてあります。

て——これが国の補助の全額とは申し
ませんが、補助金が国の財政投資とし
てなされておつて、しかもそのあと農
山漁民みずからの手によつて現在二千
六百からの施設ができております。現
在全国の施設に投ぜられた金は約三百
億であります。このように国の政策の
芽ばえとして全国の農村に浸透したの
ははかに類を見ないのではないかと私
は思ひます。しかも現在政府の農業基
本法という法律を背景にして農村の近
代化、農村の生活水準の向上、所得の
向上という旗じるしのもとに農業政策
を展開なされておるわけでありま
す。

このような有線放送、農民に受け入れ
られ、農村の文化水準、生活水準の向
上のために役立っている施設のより有
効な活用と、さらに今後の発展のため
に、政府といたしまして、ぜひこの
方向に政策の統一意見をまとめた
だいて、ただちに、現在の通信管理秩
序体系の中のみにおいて有線放送を
実施するのでなく、農業政策の全般的
な見地からこの有線放送に対する考
方をきめていただきたい、このように
考えるわけであります。(拍手)
○本名委員長 これにて参考人よりの
意見の聴取は終了いたしました。
この際、委員会を代表して一言ご
いさつを申し上げます。
参考人の方々には、長時間にわたり
貴重な御意見を承りまして、まことに
ありがたうございました。厚く御礼を
申し上げます。
この際、暫時休憩いたします。
午前十一時二十二分休憩
午後一時四十九分開議

○本名委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

公衆電気通信法及び有線電気通信法の一部を改正する法律案を議題として、質疑を行ないます。

質疑の通告がありますので、これを許します。森本靖君。

○森本委員 この間の委員会、私のほうから質問をいたしました、大臣に對しまして、今後の有線放送電話のあり方についての単なる郵政省だけの考へ方ではなくして、農林大臣、自治大臣、この三者の打ち合わせの上におきまして、今後の有線放送電話に關する政府の統一した見解を述べていただきたい、こういうことを宿題として申し上げておたわけでございますので、その点についてまず大臣から御回答を願いたい、こう思うわけでありませう。

○小沢国務大臣 それでは政府の統一見解を申し上げます。これは自治大臣、農林大臣も了承したものでございませう。

農山漁村の電話の普及につきましては、電電公社はいろいろと努力しておりますが、まだ遺憾ながら満足できない状態になっております。政府としては、電電公社をして全国あまねく一日も早くサービスが出来ますよう、長期計画を樹立せしめ、農山漁村對策としては、地域団体加入電話等を中心に今後一段と公社の電話の普及整備につとめさせることにいたしましたと考えております。しかし、有線放送電話は、放送と通話の両方ができる特別の施設でございますので、公社の電話の補充的役割を果たすと同時に、公社の電話とは異なる効用を持つており、農山漁村の住民のために非常に役立つので、その設備の改善等につきましては、今後とも十分指導し、公社電話の普及と相待ちまして、都市、農村間の地域格差を是正してまいりたい、そういうふうに考えておる次第でございます。

○森本委員 大体わかりましたが、その中ではっきりとわからぬのは、有線放送電話の将来性について、政府としては、統一ある見解としてはどう考えておるか、こういうことです。

○小沢国務大臣 有線放送電話の将来性についてでございますけれども、將來、公社の電話が農山村に至るまで十分普及するような段階に達した場合におきましては、公社電話に振りかえるようにするというふうに考えておる次第でございます。

○森本委員 それでは方針が明らかになりましたが、そこで、現在までは農林省は新農村建設、さらにまた、自治省のほうは、町村合併によるところの補助金を出しておりましたが、これが今度出ないことになるわけでありませう。新しい有線放送電話の設立に對しては、政府として統一した見解としては、そういうものに対する問題はどうかお考えですか。

○小沢国務大臣 郵政省は通信主管庁といたしまして、当然有線放送電話の監督及び指導を行なうことになっております。また、本件につきましては、関係省との間におきましても十分了解がついておる次第でございます。

○森本委員 指導するということは、もう法律にうたつておるから当然然のことでありますが、現在まで有線放送電話がかくも発達してまいったという最大の理由は、非常に簡便にしてまた利用価値が多いということもありまうけれども、それよりも、まずこれまで普及してきた最大の原因は、やはり当初新農村建設によるところの予算の補助金の七割以上が、ほとんどこの有線放送電話に注がれておった。さらに、自治省によりますところの、町村合併によるところの補助金が、自治省を経由して出ておったというところに、今日まで有線放送電話が発達してまいった理由があるわけでありませう。それが今後補助金がなくなるわけでありませうので、そうなりますと、今後のそういう点の問題については、政府としては、統一した見解としてはどう考えておられるのか。むろん主管庁として郵政省に指導監督する権限があることは、法律上当然のことでありませう。しかしながら、これを助成育成をするという口では言いつても、現実の問題としては、どういふ形において政府は助成育成をしていく方向をとられるのか、こういうことを聞いておるわけでありませう。もう今後は従来のような助成育成というよりな方針はとらない、こういうことになるのかどうか。

○淺野政府委員 お答え申し上げます。従来農林省からは新農村建設という線に沿ひましてやつておるわけでありませう。並びに自治省におきましてもやつておりましたが、今後は、助成という面は、ただいまのところ補助金という問題につきましては考えておりませうが、融資の面につきましては、農林、自治におきましてそれぞれ考えております。ただし、これにつきましては、

は、郵政省とよく相談をしてやつていく、かようにいたしております。

○森本委員 農林省は、今日までのように補助金というものは考えておらない、融資というところでやつていく、その融資の場合には、まず郵政省と相談をしてやつていく、こういうことであるが、それは大臣、農林大臣と話してやつておられますか。

○小沢国務大臣 それはしてあります。

○森本委員 そうしますと、その融資というものの原資は農林関係のどこから出るわけでありませうか。

○淺野政府委員 農林漁業金融庫から借りることにされておるわけでありませう。

○森本委員 農林漁業金融庫からという名目のものと貸し出しになるわけですか。農林漁業金融庫にもいろいろの貸し出しの理由があると思ひますが……。

○淺野政府委員 農業改善事業ということになっておるようでありませう。

○森本委員 そういたしますと、農林漁業金融庫を通じて融資をするということでありませうが、融資の範囲はどの程度になっておられますか。

○淺野政府委員 まだ範囲、利率等もきまつていないようでありませう。

○森本委員 そすると、融資の範囲、利率等をきめる場合には、郵政省と相談をするわけですか。

○淺野政府委員 まだそこまでの具体的な点については相談しておりませうが、考え方等につきましては、十分話し合つてまいりたいと考えております。

○森本委員 こつちが話し合つてまいりたいと考えておつても、いままで向こうが一つも話し合つておらぬから、ここに問題が起きているわけであつて、私が言つておるのは、そういう点については、単に郵政省だけでなく、政府として統一した見解を言つておるわけでありませう。問題が起きたのは、そもそも郵政省と農林省と自治省とがつかつておるままにそれぞれ発展をしていったから、われわれは見るにみかねて、三十二年にこの法律をつくつたわけでありませう。法律をつくつて今日まで発展をしてきて、施設者の要望を最大限度入れて今度の改正になつたわけですが、この改正が不満であるという声も相当ありましたけれども、現状においては、この程度でやむを得ないというものがわれわれの考へ方でありませうけれども、將來の問題は、いままでのあやまちを二度と繰り返すというよりなことになるかと、何回もこういう形になるわけでありませう。

〔委員長退席、佐藤（洋）委員長代理着席〕

だから私は、そういうふうな問題について、今後郵政大臣と農林大臣がはつきり相談をして、その他の、たとえば自作農創設の融資金の相談にあずかるということを私は言つておるわけではない。ただ、有線放送電話に關する問題については、この融資についても、融資の利率についても、相談にあずからねば、これは電電公社の地域団体加入電話の単価、そういう問題ともからんでくるわけでありませう。だから、そういう問題について、単に、郵政省はそう考へておられますという答弁では、納得ができません。考へておられたいと考へておられたいと問題が起つて

いるわけでありまして、だからこれは事務当局の答弁ではない、大臣の答弁である。これは何は事務当局同士が話をしたためです。やはり大臣と大臣が政治的に話をし、政治的な取りきめを協議なら協議の間で行なわなければ解決のつかない問題であります。だから、将来の問題について、そういう点については監督指導するといふ権限は郵政省にあるといふことは、法律上はつきりわかつた。補助金が出ないといふことはつきりした。しかし、将来、農林省としては農林漁業金融公庫を通じてこういうものに対しては融資をして育成助長するという考え方であるといふことはわかつた。しかし、そういう基本原則をきめて具体的に行政な場合に、郵政省と協議をして協議をして、その協議がととのわなければできないといふぐらゐに規制をしておかないと、もう一回またこれは問題が持ち上がってくるわけでありまして。その辺が政治的に農林大臣と郵政大臣の話し合いの上でどうなっているか、こういうことであります。

○小沢国務大臣 その原則はもうできただけでございますから、そのこまかいやり方につきましては、問題ができたときに処理していきたい、そういうふうに存しておる次第でございます。

○森本委員 原則はあなたが直接農林大臣と話し合いましたか。

○小沢国務大臣 私がしたわけではございませんが、事務がやりまして農林大臣の了承を得ております。

○森本委員 だからだめなんだと言います。こういうことは、事務官僚に

何やらしたってだめなんです、大臣。それがための国務大臣であり、郵政大臣なんです。こういう根本的な重要な問題については、あくまでも大臣と大臣が政治的に話し合いをして、取りきめをしていかなければ、話にならない。いまここで言ったところでしようがないけれども、いま言ったように、郵政省としてはこうやりたいと思っております。こう言っておる。やらないと思っておる。やういふことも、こんなものを融資するときに、郵政省に一々相談することは、いまの段階ではありせん。私は決算委員として長い間決算委員会にもおりますから、農林漁業金融公庫の性格とその貸し出しの方法については、すべて知っておるつもりであります。そういう場合には、有線放送電話に貸すからといって、郵政大臣に相談があるはずはありせん。いまの段階においては、それは何は郵政省の監理官が相談をしてまいりたいと思ひますという決意を百万だら述べたところで、現実はそのうなぬわけだ。だから、私はこの間、大臣には、直接農林大臣と自治大臣と話をしてもいいということを言つてあるわけだ。それはもう過ぎたことを言つたところで仕方がないが、とにかくそうしたいと思ひますといふことで、これはいかぬのです。いままでそうしたいと思ひますといふことで、混乱をしておるわけだ。だから、あつてここで答弁したところで、へたな答弁では何にもならぬので、とにかくここで事が運んできたら、私はここでいまさら時間延ばしにどうしようという気持ちはありませんが、ただ郵政大臣は、こういう問題について

ては、全責任を持つて農林大臣と協議をし、そうして進行していくように、政治的な責任を持つて私がやりますというぐらゐの決意をあなたとはひとつ示してもらいたい。これは浅野監理官あたりになかしておいだつて、それは何ばやつたつて解決つかぬ問題です。どうですか、大臣。

○小沢国務大臣 これは、先ほども申し上げましたように、原則的には了承を得ている問題でございます。ただいま森本先生のおっしゃつたように、私は、この問題につきましては、農林大臣と話し合ひまして、それで御期待に沿うように努力したいと思つております。

○岡田(修)委員 ただいまの森本委員の質問に関連してございしますが、有線放送施設者が一番困つてゐるのは、なかなか経営難だ。ところが、これが許可期限がきて更新する場合、また非常な金がかかる。そこで私も、いままで新農村建設その他で補助を受けておつたが、これが打ち切られた。何とか郵政省のほうで設備の更新あるいは新たな施設に対して補助を出してもらう方法はないだろうかといふことを盛んに言われる。これはただいま郵政省のほうからそういうことはやらないんだ、金融の面であつた、こういうお話を。それも郵政省自体の考えとしてやむを得ない点があるのかと思ひます。が、なほ、ここで一つあつたりあきらめられずに、もう一ぺん郵政省としてこの設備について補助を出すのがいいかどうか。一つは、大蔵省なかなかうんと言わないでしようけれども、もう一ぺんお考えを願ひたい。その上で、どうしてもいかぬといふ

ことならば、農林漁業金融公庫を通じて融資をする。この場合にも、いまのワクだけでやれといつても、もうすでいろいろな目的のために財政融資がきめられておるわけですから、ワクといふものはなかなか簡単にはいかぬ。そこで郵政省として、とにかく自分のほうとしては、本年度これだけの金を有線放送に融資したいんだ、だから、これだけのワクを農林漁業公庫の中に設けるということをして、郵政省が先に立つて大蔵省と交渉してワクをふやす。それに対して施設者が融資を申し込んだ場合には、必ず郵政省の推薦のあつたものに公庫が融資をする、何かこういう方法を講じさせれば、郵政省が有線放送を監督指導してゐる、自分の管下にあるのだといふことがはつきりすると思ふのだ。これは農林省も自治省もめんどうを見ない一つの捨て子になつておる。ただただたよるのは郵政省だけだ。だから、郵政省として、もう少し積極的な態度をおとり願ひすべきではないか。これは森本委員の質問に関連して、ひとつこの点に關する郵政大臣のお考えを承つておきたいと思ひます。

○小沢国務大臣 助成の問題でございますけれども、これは実は試験設備といふことにいたしましたので助成しておりますけれども、今度法律が通りまします試験設備ではなくなりますので、補助は出さないとはいふにわれわれは考へておるわけでありまして、それいろいろな検討した結果、そういうふうになつておるわけでありまして、それから、あとの問題につきましては、先ほどもお話しがありましたように、農林大臣とよく相談をいたしまして、そういふふうに持つていきたい、私

はそういうふうに考へておる次第であります。

○森本委員 岡田委員の農林漁業金融公庫からの貸し出しのときのやり方は、私も全く同意見であります。おそろくいまの郵政大臣の回答どおり農林大臣と相談をしてはならぬと思ひます。はつきり言つて、いまの農林漁業金融公庫のあり方からいくとするならば、しかし、やはりいま岡田委員の言つたような形のものをとるべきである。私はこう思ひますけれども、どうも大臣が不退転の決意を持つておるやうな、持つておらぬやうな、なるべくそういうふうにはやらないと思ひます。できなかつたら仕方ありませんといふうふな態度にしか見えません。もう一ぺんはつきりした決意を聞いておきたいといふこと、それからいま岡田委員も別の問題から言ひましたけれども、いままでは試行といふことで一応郵政省が助成金を出した。しかし、今度法律が改正になつたら、試行でないから今度は助成金を出さない、これが郵政省の方針だ、こういうことであります。しかしこれは、技術水準その他の問題の質問があとから出てまいりますけれども、公社線と接続といふことになりまして、かなりの改修工事を要する。それが有線放送電話の加入者になるということになりますとかなりになつてくるわけでありまして、これはやはり郵政省が郵政省の補助金として出すという方向において予算要求をしてしかるべきだと思ひます。それをやらぬで、いままで管轄争ひとか妙なかつたうになつておるわけでありまして、こういう法律を通すからには、三十九年度の概算要求のときには、少なくとも全国でどの程度の希望があるという希

望を取って概算要求の——いわゆる保守改修に要する工事費というものは、電電公社の会計にも郵政省の特別会計にもあつとも関係ないわけでありまして、郵政省は一銭も損も得もないわけでありまして、一般会計から取ってきたものを補助金としてやれば喜ばれるわけでありまして。ちょうど幸い農林省と自治省がそういう補助金をやめたところが、こういう法律が通つて接続電話の問題が出てくる。当然改修工事をやらなければならぬ、相当農民に負担がかかる、この際郵政省が指導、監督、助成するというと同時に、そういう面におけるこまかい施策を郵政省が行なうという決意を持って、三十九年度の予算要求にはかなりの予算要求をしてしかるべきだ。その場合、公社は絶対反対はできませんし、郵政省の役人も反対はできませんし、問題は大蔵官僚が予算のワケ内で承認するかどうかということに突き当たるわけでありまして。そこからは郵政大臣の政治的手腕になるわけでありまして。やはり郵政省としては、こういう法律改正を出す以上は、そういう点のこまかい配慮を持ってしかるべきではないかということは私も同意見であります、その点どうですか。

○小沢国務大臣 補助金というわけではございませんけれども、いろいろの設備が高まる、それから、そういう設備をよくするために、なかなか負担がし切れないというよりなことにでもなりますれば、まあある程度助成するということもこれは考えていいんじゃないか、そういうふうに考えておるわけでありまして。

○森本委員 だが、私がそう言ったから、考えていいのではないかと思ひます、ということじゃなしに、この法律を提案するときに、郵政省としては、すでにそういうことについては省議で決定するくらいはの迫力を持たなければならぬ。そうすることによつて、全国の有線放送電話の施設を現在してある人に対して、一つの説得力になるわけでありまして。それは今後の郵政大臣の政治的な手腕と大蔵大臣との協議になりますから、どれだけの予算がつかどうかかわかりません。しかし、郵政省としては、こういう法律を出して公社との接続を許可するということがなるとするならば、現在までは試行として助成しておつたけれども、ほんとうに接続するという場合には、郵政省としては三分の一あるいは二分の一程度は補助金として融資をするという——補助金として出す、あるいはそれができないければ、何らかの融資を、かまわぬわけでありまして。そういうくらしいの熱意を示してこそ、初めて私は有線放送電話というものが郵政省の中に入り込んでくると思ふ。ついでに、と、ところが、やもすると郵政省にはますます扱いにせられる、農林省にはそういうふうにはせられる、ということになると、自然、有線放送電話のほうは、結局農林省ということになって、郵政省はじやま者になつてしまふ。郵政省はやかましいことを言うだけの役人、こういうことになつてしまふ。だから、今度の法律が通るのを幸ひ、郵政省としては、その程度のことを考えてしかるべきではないか。やはりこういう法律を出す以上は、公社と接続

をしたという施設がたぐさん出てくると私は思ひます。そういういたしますと、あの政令で出てきますところのいわゆる技術水準にひつかかつて、改修工事をかなりやらなければならぬ。その場合には、ある程度の率をきめて補助金を郵政省が出す、こういう不退転の決意をひとつ私は示してもらいたいと思ふ。どうせ、まあそれがきまる来年度の予算のときには、現大臣がおられると思ひますけれども、しかし、とにかく、速記録にこれは残ることでありますから、私はやはりそういう問題については、郵政大臣としての、はつきりした決意を示してもらいたい、こう思ひつておられます。

○小沢国務大臣 来年度の予算を七月あたりからぼつぼつやらなければならぬわけでありまして、融資の面、そういう面と比べて、いろいろ勘案いたしましてひとつ検討したい、そういうふうにしておられます。

○森本委員 だから、融資の面も考え、と同時に、今度の接続の法律が通つた場合には、当然接続をしてくれという有線放送の施設が多くなるわけでありまして。そういう点は、当然技術水準と合致するためにかなりの補修工事、大改修工事をやらなければ技術水準に合わないわけでありまして。そういう場合には、郵政省が一般会計から補助金をもつて——その率は別として、補助金をする方針である、それが、あなたの政治的手腕が足らぬで閣議で通らないならしやうがない。しかし、郵政省の方針としてそういう方針である、この方針に対して公社が文句を言えるわけはない、公社の金を一銭でも使ひわけじゃないのだから。それからまた、郵政事業特別会計から一銭も金が出るわけじゃないのだから、問題は郵政大臣の政治的手腕にかかつておるわけでありまして。だから、そんなにこまかさずに、私の言つたとおり、最大の努力を払つてみます、こう言へば、もうそれで済みだ。森本委員のおっしゃるとおり、最善の努力を郵政大臣としては払いますと、こう言つたらもうそれで済みだ。あと通るか通らぬかは、あなたの政治的な手腕になるからそれはわからぬ。

○小沢国務大臣 先ほど申し上げましたように、まあ融資の面等々、いろいろ考えまして、地方の有線放送電話を引きます際に、技術水準を高める、そういう際に困らないようにしたい、そういうふうにご考慮次第でございます。

○森本委員 これははつきり申し上げておきますが、いままで試行として接続をしたときには助成金を出しておるわけでしょう。その試行が一応よかつたから、今度は法律改正をしてこれをほんとうにする、こういうのが今度の法律改正なんだ。試行に、試みにやるときには、補助金を出したけれども、法律をほんとうに改正したときには、一つも出さぬということにはならぬわけですよ。ところが、郵政省は、要求したら大蔵省にけられるかわからぬ、けられたら悪いが、悪いからやめておこう、そういうことじゃなくて、初めから、正しいことであるとするならば、堂々とこの法律改正と同時に、いまの有線放送の施設の水準は、監理官のほうではわかつておるわけでありまして、直ちに改修すれば接続できる有線放送電話は、どの程度ある

ということはおわかつておるわけでありまして、そういうものについては、ある程度補助金を出せるような準備万端を郵政省が整えて、こういう法案と一緒に提出するのがほんとうでありまして。だから私は、こういうふうな方向を来年度の予算編成において郵政大臣としてはとるべきだ、こう言つておるわけでありまして。ひとつ悪いことを言つておるわけじゃない。これに対して郵政省の役人として反対する人は一人もおられません。いま私の言つた意見に、電電公社の総裁以下幹部一人も反対はできません。関係ないのだから、自分のところの金は、問題は大蔵省だ。それは郵政大臣の政治的な手腕だ。だから、郵政大臣としては、もつとはつきりした決意を示してもらいたい、こういうことなんです。

○小沢国務大臣 その点につきましては、私は努力することにおいてはやぶさかではございません。

○森本委員 そつたいたしますと、いま私が言つたような方向において郵政大臣としては努力をする、こう解釈してつこうですね。それでこの問題は終りますから……。

○小沢国務大臣 そういう方向について努力いたします。声がかれておりまして、お聞き苦しい点はお許し願ひます。

○森本委員 次に、お聞きしたいと思ひますことは、私が毎年の予算委員会で忠告をしておる問題であります、有線放送電話に対するところの郵政省の監理機構の問題であります。これはまことに奇妙へんちくりんな機構になつておるわけでありまして。中央は電気通信監理官が監督をし、わずかに十

名内外しか人がおらぬ。地方は地方電波監理局の中にわずかにこの有線放送を監理する者が二名程度だ。一つの電波監理局管内において、予算といえは数百万円しかない。まことに奇妙なかつこうになつておるわけでありまして、これが今度の法律改正を行ないまして今後この有線放送電話に関する指導助成を相当やらなければならぬという事になつた場合に、はたして現在の監理体系でいいのか悪いのか、そういう点について検討したことがあるかどうか、そういう点についてひとつ大臣からお答えを願いたい。事務当局ではだめだ。

○小沢国務大臣 その点につきましては十分に研究していきたいと思つております。

○森本委員 いや、だからこれから研究をするところですか、いままで検討したことがあるのですか、こう聞いておるわけですか。これは省議でやることですから、省議というものは、大臣が政務次官が主宰するわけでありまして、もし省議で検討しておつたら、大臣が政務次官が直接回答できるわけでありまして。

○小沢国務大臣 ただいままでも検討はしておりますが、まだ結論が出ておりませんので、今後とも十分に研究いたしまして結論を出したい、こういうふうに考えております。

○森本委員 事務当局に聞きますが、官房長、どういふふうに検討して将来どういふふうに直そうと考へておるのですか。これは直接の担当の監理官よりも官房長の方が、機構の問題については私はいいと思ふので官房長に聞くのですが……。

○武田政府委員 設置法を改正いたします際にも、いろいろと論議がございまして、たとえば電務局をつくるのか、そしてどういふ機構の中において中央といたしまして監理機構をきめ、また地方も、それに沿つた形にするとか、いろいろございまして、また、ただいま臨時行政調査会でもいろいろとこういふ監理機構について検討されております。そういう際にも、これは私見というよりな意味合いにおきまして、簡単なものを申し述べたこともございまして、しかしながら、御説のようにならぬ、こう考へておられますが、いま先生のおっしゃつたような今後のいき方につきましては、今後検討いたします。

○森本委員 練り直しをしなければならぬと言ふが、すでにこの法律を提出するときに、そういう具体案も一緒に持つておきなればいかにぬわけですか。だから、私が聞いておるのは、これは直接監理官に聞いてもいいけれども、監理官は直接の担当者であるから、監理官に聞かずに、官房長に、そういう点についてどういふ考へ方を持つておるか。たとえば電波監理局長が電波監理局長と電気通信監理官との二重の支配下になるわけですか。有線放送電話については、本来ならば有線放送というもののについては、電波の關係であるけれども、電話という問題になりますと、これは電気通信監理官の仕事になるわけですか。上のほうは二つに分かれておるけれども、下は一つでやつておる。そこに非常に妙な、ちぐはぐな關係になつて、下部の電波監理局におけるところの有線放送電話の監理に要する経費はきつめて微小な経費である。そういう点でこの機構改革について具体的な検討をされたことがあるならば、具体的な検討はどうなつておるのか。さらにまた、将来どういふふうにかといふことを聞いておるわけでありまして、なければならぬ。さういふことを脱いで、本来は森本先生の言ふとおりのは準備不足でそういうことはまだやつておりません、まことに申しわけありません、今後十分に検討いたすつもりであります、こういうことなら、もうそれで次に進みます。

○武田政府委員 ここにはつきり申し上げるだけのものはございせんけれども、かつてから地方機構を分けるといふことはしばしば議論になりましたが、何ぶん中間監理機構の増設といふことは非常にむずかしいといふこと、実現しておらぬわけでありまして、今後につきましては、先生おっしゃるのとおり、これからの一つの問題としてまた検討いたします。

○森本委員 大臣、こういう問題も、いま質問を聞いておつたらわかりますように、やはり私が最初に言つた融資、助成の問題、それからいまの監理機構の問題、こういう問題は、法律を提案するときにはすでに郵政省としては準備をしておつて、どこから聞かれても、それはこのとおりでございまして、その回答がでなければならぬ。そういう点から、非常にまじめにやつておることは私は認めるけれども、なかなか先へ進めぬといふことも認めざるを得ない。だから、これはよくお考えを願つておきたいと思ひます。

○森本委員 いまの答弁では、ここに聞いておる委員の人は一つもわからぬですよ。ここは問題は具体的な問題であるから、あなたのほうは通達なりなんなりでやつておるとするならば、その内容を具体的に明らかにせよ、こういうことを言つておるわけだから、よく人の質問を聞いて、質問に合うように答弁を簡単にやるようにお願いしたいと思ひます。

○浅野政府委員 お答えいたします。第一項はまず第二項から関連いたして一市町村内という事になつております。その同一一市町村内において今度は第一項において、その村内にあつて、さらに社会的、経済的にまた相互に比較的關係を保持しておるもの、その次に、電話による連絡が不便となつておる区域、こういう形で業務区域を決定いたしております。つまりすでによく御存じでございまして、有線放送電話が放送とそれに付加した簡易なる電話、こういう形で出てまゐつておられますので、そういう特殊な性質によりまして、緊密性のある地域社会といふことをまず第一にいたしております。同時に、第二項にわたつて恐縮でございしますが、それが同一一市町村内、そういうことにいたしましたわけでありまして、電話による連絡が不便といふこと……。

○森本委員 そういふことは法律の第一項に書いてあるよ。だから、それは具体的にどうかといふことを聞いています。

○浅野政府委員 電話に級別がございしますが、その級別の一級局、二級局は不便なところに入ります。三級局以上、つまり加入電話が百以上あります取扱電話局、この普通加入区域内にたてまゑとして属してない、ただ属しておられます場合、それと有線放送の区域とをダブらせませう場合には、現在のあり方といたしましては、その重複しております区域内の加入電話の人口比の普及率、これが千分の十七以下の土地である、そういうことを一つの条件にいたしておきます。それから農林漁家の数が過半数である、こういう一つの地帯である。それから電話局の普通加入区域に属してない地域の人口

得ない。だから、これはよくお考えを願つておきたいと思ひます。そこで私は、この法律の核心に触れていつてみたいと思ひますが、まず私たちがつくりました有線放送電話に関する法律の第四条といふものがいま非常に問題になつておるわけでありまして、この第四条によるところの一、二、三、四、五、六といふものがかなり問題になつておるわけでありまして、この項を一つ一つどういふ法律を審議する際に明らかにしておきまさんと、それぞれのところで意見が違つてきまして、私はこの内容を聞いていきたくと思ひますが、まず第一に、第四条第一項の問題について具体的に御説明を願ひたい、こう思ふわけでありまして、電話による連絡が不便といふこと……。

○森本委員 いまの答弁では、ここに聞いておる委員の人は一つもわからぬですよ。ここは問題は具体的な問題であるから、あなたのほうは通達なりなんなりでやつておるとするならば、その内容を具体的に明らかにせよ、こういうことを言つておるわけだから、よく人の質問を聞いて、質問に合うように答弁を簡単にやるようにお願いしたいと思ひます。

○浅野政府委員 どうも不十分で恐縮でございしますが、連絡が不便、それから社会的、経済的に比較的關係、こういうこと、この解釈をいたしまして、先ほど申し上げましたものに對しまして認定基準といふものをつくりたいと思ひます。この認定基準のつくり方といたしまして、電話による連絡が不便といふこと……。

○森本委員 そういふことは法律の第一項に書いてあるよ。だから、それは具体的にどうかといふことを聞いています。

○浅野政府委員 電話に級別がございしますが、その級別の一級局、二級局は不便なところに入ります。三級局以上、つまり加入電話が百以上あります取扱電話局、この普通加入区域内にたてまゑとして属してない、ただ属しておられます場合、それと有線放送の区域とをダブらせませう場合には、現在のあり方といたしましては、その重複しております区域内の加入電話の人口比の普及率、これが千分の十七以下の土地である、そういうことを一つの条件にいたしておきます。それから農林漁家の数が過半数である、こういう一つの地帯である。それから電話局の普通加入区域に属してない地域の人口

が六〇%以上占めておる地帯、こういったものをもちまして、公社の加入電話による連絡が不便である地帯、かようにいたしております。

○森本委員 もう一べん言いますが、そうすると、一級局、二級局は全地域、三級局以上が特別加入区域についてはこれは全部許可をする、普通加入区域の場合は千分の十七、こういうことになる。その場合農家、漁家が過半数を占めるということ、さらに全加入区域のうちの普通加入区域が六〇%、こういう基準ですか。

○浅野政府委員 さようであります。ただ、六〇%以上を占めておるといふのは、そのうちの条件といたしまして、千分の十七以下の地域であつて、さらに普通加入区域に属しない地域の人口が六〇%以上、一・七をこえてお六〇%以上普通加入区域外にあればよい、かように考えます。

○森本委員 そういたしますと、この一級局、二級局の管内にありますところの有線放送電話が幾施設あつて、三級局以上が管内に幾施設あります。これを分類したことがありますか。――郵政省に考えておつてもらつて、それから公社のほうに聞きますが、この一級局、二級局というものが全国で何局あつて、三級以上が何局になつておられますか。

○金光説明員 ただいま手元に持つてまいつておりませんので、至急調べまして御回答申し上げます。

○森本委員 私がいつも言つておられますように、法律に關係する事項については、いつでも答弁ができるようにしておきなさいということを何回も言つておるわけですか。この認定基準が現在問題になつておる段階において、いま申し上げましたような局舎が直ちに回答できないというのではないはずで、す。いま一番問題になつておるのはこの千分の十七です。だからこの千分の十七というのはいくらところから来ておるかということを知りたがうていかなければならぬわけですか。

○浅野政府委員 ただいま御質問がございました一級局、二級局の数でございますが……

○森本委員 いやいや、よく質問を聞いてください。あなたのほうには有線放送電話を監視するほうでありますから、一級局、二級局の中にありますところの有線放送電話の施設数と三級局以上の有線放送電話の施設数、それから公社に聞いたのは一級局と二級局のいわゆる局舎と三級局以上の局舎は何があるか、こういうことであります。

○浅野政府委員 一級局、二級局のそのばんを入れたてありませんので、若干プラス、マイナス間違つておるかも知れませんが、約千四百局であります。それ以上が約千二百局になると思ひます。あとでもう一度そのばんを入れまして詳細なところを御報告いたします。

○森本委員 その千四百というのは、これは有線放送電話ですか。

○金光説明員 ただいま森本委員のおっしゃいました一級局、二級局の各級ごとの数は、ただいま調べておりますからあとで申し上げますが、一級から四級、要するに加入者が八百未満が五千七百、あと五級局が約三百、七級局が二百、こういうことでトータルをいたしまして約六千五百程度でございます。

○森本委員 それは電電公社の電話の問題を論ずるときにはそういう回答であつていいわけであつて、いまは有線放送電話の認定基準をやつておるわけだ。千分の十七という問題について、二級局まではそういうことはないという答弁をしておるから、二級局までの局舎が何ば三級局以上が何ばというのを聞いておるわけであつて、いまの答弁は、いまの質問に対しては一つも要らぬのだ。

「佐藤(洋)委員長代理退席、委員長着席」

○金光説明員 ただいま資料が見つかりましたので申し上げます。直営局、委託局トータルで申し上げますと、一級局が五百八十六、二級局が二千五百八十二、三級局は千二百二十三、それに四級局から十二級局までのものを合算して、トータルで申し上げますと、先ほど申し上げましたように六千四百七になつております。これは三十六年度末の調べでございます。

○森本委員 六千四百七からいふ言うに五百八十六と二千五百八十二を引くわけですか。

○金光説明員 さようでございます。トータルは六千四百七になります。

○森本委員 そんなら初めから引いた数を答弁したらいいじゃないですか。

○森本委員 そういたしますと、大体局数にすれば、實際問題としては三千相半はするということになる。しかしながら、加入者数というものを比較いたしました場合に、そこで一級局、二級局の三千局の加入者数と六千四百七からその三千何ば引いたところの加入者数との比較を出していただきたい。そこに歴然とした数が出てくると思ひます。

○金光説明員 級別別加入者数の詳細な資料はございませんが、おおむね一級局、二級局の加入者数は約十三万程度だと存じます。

○森本委員 よく質問を聞いてください。一級局、二級局の加入者数は十三万といふことはわかつたが、三級局以上の加入者は何ばあるか、そこになつてきて初めて有線放送電話といふものが全体的にどう散らばつておつて、電電公社の電話といふものがどう展開をされておるかという一つのラインが出てくるわけだ。その上に立つて論議しようといふことで質問しているわけだ。だから、私が聞いておるのは、十三万といふのはわかりました。三級局以上の三千二百三十九局といふのもわかりました。その三千二百三十九局の加入者が一体どの程度か。そこで日本の通信体系が明らかになつてくるわけだ。

○金光説明員 現在の日本全体の加入者数が約四百七十万でございますから、それから十三万を引きました四百五十七万程度が三級局以上の加入者数でございます。

○森本委員 そうなりますと、今後この接続した場合にどういふ関連が出てくるかということになりますと、やはり接続を望むというのはこの三級局以上

上に一番多く出てくるということとは常識として考えられる。いわゆる一方が三千六百八十八局あるけれども、わずかに十三万。もつともこの四百五十七万といふ中には東京、大阪、六大都市といふものが入つておるからこういう数になると思ひますけれども、しかし、これが県庁所在地のいわゆる市町村あたりを換算いたしましたとしても、この比率といふものは大体この程度の比率のようになつていくといふことになりまして、實際問題として、公社線と大いに接続してもらふことを望むといふところは、おそらく私はこの三級局以上になるのではないかと。たとへば一級局、二級局を一中継といふことになつておると、おそらく範囲がきつて狭い範囲になるのではないかと。たとへば第三次五カ年計画が完全に遂行せられた場合においては違つてくるにいたしたとしても、現在電電公社の場合には、これは一中継といふことになりまして、相当中継の範囲が狭まつてくるということが常識として考えられるわけだ。そうなるにつれて、やはり安

い三級局以上が一番接続を希望して、こういふことになつてくるように私は解釈をするが、そういう解釈でよろしゅうございませうか。

○浅野政府委員 おつしやいます。ようなことになるものと考えております。

○森本委員 そこで一番いふ問題になつておるものが、この千分の十七の基準といふものをもう少し緩和してほしいといふのが全国の有線放送施設協会のそれぞれの要望になつておるわけでありまして、ここで私はまず明らかにしていきたいと思ひますことは、まずこれは現在までいろいろ問題があり

わけでありませんが、「業務を営利を目的として行うものではないこと」この法律をつくるに、実は漁業協同組合、生活協同組合、農業協同組合、市町村というふうに限るからぬかといふことで議論をいたしました。そこで、われわれとしては、公共団体といふことを考えておりましたけれども、最終的に、この経緯を私は忘れまいけれども、法律ではだれでもできる形にしたわけでありまして、そこで、いま言いましたようなことで、かなり有線放送電話というものはゆるやかにするならば、今度は施設者についてある程度限定をしなければ、場合によつては一つの有線放送電話株式会社式のものができかねない形式になる。この法律をつくるにその問題が論ぜられましたが、第四号の一号から六号までにおいてこれが相当規制をされるというところ、いま言いましたような農業協同組合、あるいは市町村、公共団体、これに限るといふことはなくなつたわけでありまして、しかし、これがたまたま論ぜられておりましたように、また有線放送施設協会の側が言つておられますように、相当緩和をしていくということになりますと、今度は施設者についてやはり法律において考えていかなければ、この第四号の第三号の目的としないといふことは表面上あつても、現実にはそれを目的とするという場合が、この前、私が反対いたしましたけれども、公社が無理にやりましたところの団地電話、これは明らかに失敗したと考へております。ああいうふうな結果になりかねない場合も出てくる。その辺の法律の今後の問題について郵政省としてどう解釈せら

れておられるのか。いまのままで置いておきますと、私はさらにさらに有線放送の施設協会の側からいろいろの要望が出てくると思つておられます。これが現在やつておられますところの農協なり漁業協同組合なり市町村がやつておる限りにおいては、私はある程度その要望をいれて公社電話との接続もかなりゆるやかにするようになり。しかしながら、一たびこれが個人的なものになつてまいりますと、相当考へていかなければならぬといふふうに考へておるわけでありまして、その間の法律の解釈の関連といふものをどう考へておられるのか、これは監理官で回答はちよつとむずかしいと思ひますが、大臣どうですか。

○淺野政府委員 事務的な答弁をまずさせていただきます。

おつしやいますように、これはあくまでも営利はさせないようになければならぬといふことを考へておられます。したがって、この法律ができるときにも、森本先生から相当詳細な御質問をいただいております。その際に、個人に免許する場合はどうか、そのういつた点につきまして営利にならないように、ただ当面施設協会といふものがあつて、これを救済するために個人に認められないんだといふような話があつたと拝見しております。その点はそれとちよつと見えておりました。当時二百以上ありました個人施設は、いま半分に減つてまいつております。農業協同組合、市町村、そのういつたものにはとんどいま減つてまいつております。したがつて、営利といふことは、今後ともそのういつたものは認めない。

この点は法の線に沿ひまして厳にやつてまいりたいと思つております。

○森本委員 それは前の法律のとおりでありまして、いま言ひましたように、施設協会の側からその要望を満たすことになつて、この権限をかなり擴張するといふことになつてまいります。すると、この第四号第三項を郵政省としてはかたくなに厳守する、こゝういふことになつてくると思ひます。

ただ、そこで問題になりますのは、いふゆる営利を目的として行なうものではないといふことは、どう解釈をするのか。たとへば森本なら森本有線放送施設協会といふものができて、その役員が十人くらいおつて、事務員もおつて、なるほど株主配当はやつておらぬけれども、株主その他の問題については、かなり株式会社の性格を帯びたような運営をしていく。しかし、当期剰余金といふものはあつておらない。こゝういふ形になつた場合に、それを一体どう解釈するのか。なるほど一般の会社のように株主配当はやらぬ。しかし、かなりの人員をかかえていく。それによつてかなりの人間も食つていく。交際費ももちろん使つていく。それから、いふゆる会社と同じようなかなりの内容になつておる。ただ当期剰余金の利益配当、株主配当をしないといふだけのことで、その場合でも、これが利益を追求しないといふことに解釈ができるかどうか。その辺がちよつとわからぬので、この際聞いておきたいと思ひます。

○淺野政府委員 現在の有線放送電話に關する法律の各条項から判断いたしますと、放送業務運営につきましては、一定の限界があるわけでありま

す。そのういつた面が一つあります。と、もう一つは、自然人または法人という形で免許したしております。たゞまゝとしましては財団で行なわれませんでした。はたして……(森本委員)あんなの答弁は聞いておつてもわからぬ。ひとつはつきりと簡単に言つてくださ。い。と(呼ぶ) あくまで営利といふことは考えられないといふことはいくよりほか方法はありません。

○森本委員 だから、私が聞いてゐるのは、営利を目的とするとはいふかぬといふことはうたつてあるから、その営利を目的とするといふことは、普通の会社のように当期剰余金が出て、それを株主配当のうに利益配当するのを営利の目的といふに解釈するの。それ以外の運営をやつていくといふならば、一切営利を目的としないといふように解釈をするのか。その点を聞いておるわけでありまして。

○淺野政府委員 法の解釈といたしまして、さういふに私も解釈いたしております。

○森本委員 そういふことになる、と、団地電話の二の舞いが出てくるような気がしてしかたがない。たとへば、なるほど団地電話については、団地の人の便宜をはかつてやうといふことで始めた。しかし、実際はその団地電話を経営する人がある程度食ひものにしようといふ傾向があつた。結局、あの団地電話は明らかに失敗であつたといふ形になつておるわけでありまして。だから問題は、これが農業協同組合、あるいは市町村公共団体、漁業協同組合、あるいはまた全日農まで入れるかどうかかわりませんが、そのういつた団体なら団体といふにはつきりしてお

れば問題はないけれども、いまの法律ではその問題はつきりしてないわけ。そこで實際は営利を目的としないといふことであつても、妙な形の運営をやろうと思へばできるような形になるのではないか、その点が私は心配になるので聞いております。たとへば団地電話の場合も、おそらく営利を目的としないといふことでやつた思ふのです。ところが、いまにはやはり営利を目的とするような形になつたものだから、妙な形になつたわけであり。まあこゝですぐ回答ができないといふことならばいいけれども、ただこれが今回の改正にあたりまして、今後有線放送施設協会の言ひ分をどうと聞いていくといふことになりまして、その点が心配になつてくる。それについて法律においてだれでもやれるといふふうな野放しにするのがいいか悪いかといふことを検討しなければならぬ。さうなつてくると、施設といふ場合も、最初に私が言つておりましたように、農協とか市町村公共団体とか、あるいは漁業協同組合とか、あるいはその他の職域生活協同組合とか、そのういつた公共的なものに限るといふふうな明記をする必要がありはしないか、いまのようにほとんど拡充強化していくといふことになると、そのういつたことが必要ではないかといふことを聞いております。これは監理官でなくとも、政治家として、大臣、頭の中でおの言ひを考へたらわかつたと思ひます。大臣、あなたはこゝういふことについてどう考へておるか、私は真剣にそのういつたことを心配しておるわけであり

○浅野政府委員 おっしゃいますように、この法律ができました過程におき

まして、地方の公共性をたてまえてきた次第でございます。行政措置の面におきまして、公共性をたてまえて判断できるようにしてまいりたいと思っております。したがって、まあ農協、地方公共団体、こういったものを主体にしたいと思っております。

○森本委員 しかし、法律では、それ以外のものにも許可はできるためになつておるでしようが……

○浅野政府委員 なつております。ただ、最初に申し上げましたように、個人でやつたものは二百くらいのもので半分に減つておりました。それ以後はふえておりました。

○森本委員 それでは、今後は個人的な問題については許可しないという方針ですか。これをこの際明らかにしておいてもらいたい。もしそういうふうな問題についてやるとするならば、市町村公共団体、もしくは農協、漁業協同組合、そういうふうな公共的なものでなければ、新しいものについては許可しないというのが郵政省の方針である、むしろこの中には農民組合を入れたら、むしろこれは許可すると思つておられますが、とにかくそういうふうな公共的な性格を有するものでなければ個人には許可しない方針であるということ、郵政省は明確にすれば、この問題は、一挙に解決がつくわけでありまして、ところが、いまのような形ですと、拡大強化していく、個人に許可するということになります。これは相当の問題になります。たとえは千分の十七の問題についても相当の問題になつてまいります。だから、いまの有線放送施設

設協会の人々がやつておることに付いては問題がない、しかし、今後これが都会周辺地域において個人に許可をしていくという形になりますと、単に第四号の三号だけではこれを律しにくい。かつたものになつてくるわけでありまして、いま郵政省の監理官が言つたように、今後といふことも新しい許可については、農業協同組合あるいは市町村あるいは漁業協同組合あるいは職域生活協同組合あるいは農民組合、こういったもの以外には許可をいたしません、そういう郵政省の内規でございます。方針でございます。そういうことならば、私は安心して次の質問に移るわけであります。

○浅野政府委員 現在の四号の第六号に公益上必要という項目がございます。私どももいたしまして、ただいまの御意見のような線に沿ひまして、行政指導によつて、また免許の方針をいたしまして当然そういう方向でまいるべきだと考えております。

○森本委員 大臣、いま監理官の言つたのは、郵政大臣の方針として考えていいのですか。私の意見とはほぼ同様であります。そういうことではないですか。

○小沢国務大臣 結局、農協だとか、そういうような公共団体、そういうものに許可することについては、営利を目的とするものには許可しないというふうなことでやつていきたい、そういうふうな思つております。

○森本委員 くだいようでありますけれども、そういういたしますと、今後の新しい許可というものは、そういうふうな公共団体のものに許可をする方針であつて、なるべく個人には許可をしないといふのが郵政省の方針である、これでいいわけですね。

○小沢国務大臣 大体そういうふうにして持っていきたいと思つております。

○森本委員 わかりました。そうなるまいりますと、私はやはりこれは有線放送電話関係のいつておられますことをかなり取り上げていつてつこうではないかというふうに考えてくるわけでありまして。

そこで問題になりますのは、今度はこの有線放送電話と公社電話をつなぐことが問題になつてくるわけでありまして、まずお聞きしたいと思つたことは、有線放送電話の設備等は、具体的に接続の場合、一方の局が自動式の場合はどうなるのですか。

○平山説明員 お答え申し上げます。この法律によりまして有線放送電話を接続いたします場合には、法案に示されておりますように一種及び二種の場合同じでありますが、いずれも通話範囲というものを制限しております。したがって、自動局につながります場合には、その当該局については自動でかかるようにいたしますけれども、市外通話につきましては、交換手を通してきめられた接続対地のみと通話できるようにいたすつもりでございます。

○森本委員 その場合はD S A台を通じて市外通話する、こういうことになつてわけですか。

○平山説明員 お答え申し上げます。自動で普通の場合には、市外通話いたしますときに一番初めにゼロダイヤルをいたしまして、それから自動でやりまされども、この場合には交換手を呼んで接続をする、こういうことになります。

○森本委員 これは私もしろうとですからわかりやすく説明してもらいたい。んだが、いまのサービス台を使つてやるといふことじゃないですか。

○平山説明員 結局、交換手を呼びますが、交換手を呼んだところで、いまD S A台と先生おっしゃつたわけですが、場合によつてそこで一緒に扱ふこともあるかもしれません。この通話はD S A通話と考えてはいない、一般の手動による市外通話と考えております。

○森本委員 手動市外通話としてこれを取り扱ふ、こういうことになるわけですか。

○平山説明員 そのとおりでございます。

○森本委員 そういたしますと、自動電話とつないだ場合に、一方の有放側は結局交換を通じてやるから、有放の交換台に自動ダイヤルがつく、こういうことになるわけですね。

○平山説明員 そのとおりでございます。

○森本委員 そういたしますと、有放側と公社側をつないだ場合の市外通話料金と市内通話料金はどうかなるのですか。それから準市内通話料金……

○千代説明員 準市内通話というものはございません。それから、市内は度々七円、市外はそれぞれの市外通話の料金でございます。

○森本委員 そういたしますと、その場合に、有放と公社線との間をつないでおつた、そして通話が不能になつた場合は、一体どうなるのですか。聞こえぬようになったときは……

○金光説明員 ただいまの先生の御質問でございますが、一たん外部の公社の加入者が有放の交換台を呼んで、そして有放の交換台がさらに有放の加入者に接続するときは、有放の交換台の交換手は応答した。ところが、実際に通話のされた後において、先生の言つたように聞こえなくなつたという場合どうかという御質問だろつと思つたが、この場合において、公社線——公社が責任を持ちます有放の交換台までの間に障害があつたのか、それから有放の中に障害があつたのか、これはなかなかわからないわけでございます。そこで一般加入者からの申告は、おそらく公社側にくると思つた。電話局に。その場合において、一応公社が、この障害に対する申告を受け付けて、その後において明らかにこれが有放の内部において起つた障害であるという場合においては、これは公社が責任を負わないということにはなりますが、そういう申告者との間の問題というものは、これはやはり公社が応答するということになると思つた。

○森本委員 それは何は理屈を言つても、私はわからぬと思つた。だから悪くて通話が不通になつたか。だから、現実の問題として、それじゃ東京と大阪と、私とあなたが通話をしていゝる。その場合途中で聞こえぬようになつて。そういうときにはいまだどういふ処置をとつておるのですか。

○金光説明員 それにつきましては、一定の時分以上に通話が不能の場合におきましては、料金を返還するということにはしてございます。

○森本委員 だから、そういう措置を、有放と公社線をつないだ場合

に、有放の施設が悪かったのか、公社の線が悪かったのかということが一体どこまでわかるか。ところが、技術的にあとで調べてみて言うけれども、それはあとでこの線が倒れておつたとか、交換機へ水が入つていたということになればわかるけれども、たとえば搬送線がぶんぶん鳴つておつたとかいうことくらいでは、どこが悪かったかわからぬ、現実問題としては。だから、そういうときに一体どうするんだ。私はきのうも寝ていて考えてみたが、公社の幹部はこうだから、何かいい回答をするだろう。聞いてみたいと思つて、きょうは聞くわけでありましたが、どう考えても、どつちに責任があるかわからぬ。だから、具体的にどういうふうにこれを処置するだろう。これは相当問題で、接続をしたあとで有放側と公社側との間に争いが起こりやしないか、これは私は現実問題として相当争いが起きるのじゃないかと思ふ。その争いが起きてからこんなことをどうしようとも間に合いませんから、いまからそういうことを仮定をして考えておかなければならぬと思ふ。だから私は、この場合、有放の交換機から向こうが悪かったら有放側というふうにこまかいことを言わずに、これは電電公社として、天下の電電公社だから、そういう通話不能の場合には、市外通話料金、市内通話料金は、電電公社が責任を持つということくらいのこと言つてもいいじゃないか。交換機から先のことはこまかい問題だと思ふのです。現実には交換機から先が悪かったか、こつちが悪かったかというところは、調査のしようがないと思ふ。もし市外通話でそういうことに

なつた場合については、私はやはりその料金ぐらゐについては電電公社のほうが全部責任を持つてやつてもいいじゃないか、こう考えておるのです。が、どうですか、総裁。

○大橋説明員 調査の結果、有放側で明らかに事故があつたということがわかつた場合はこれは別でございます。わからないときは、公社で引き受けるよりしかたがないと思ひます。

○森本委員 なかなか総裁らしい明快な答弁です。これは明らかに水が入つておつたとか、あるいは電柱が倒れておつたとか、あるいは電柱が倒れておつたといふことであつて、それ以外には公社が明らかに責任を持つ、そのくらのことで私はいいと思ひわけでありますが、そこで次に有放と公社電話をつないだ場合の料金の問題がありまするが、これをひとつどういう形になするか、いまの市内通話と市外通話についてばかりです。

そこで問題になりますのは、現在の試験接続の場合には、有放内の接続電話一個ごとに月額十五円を徴収しておる、こゝろのことになつておるわけでありまするけれども、これは試験接続でありまするからとつておると思ひますけれども、法律が改正されまして現実にはこれがつかないでもよろしいといふことになつておる、この十五円を一個ごとになつておる、これは理屈に合ふことになつておると思ひます。ところが、この十五円は、全然話をしないところから維持料をとるというところになりますから、私はこれは撤廃したほうがよろしいといふふうに考えております。同時に、しかしながら、その公社の交換機から有放の交換機における

の電話と同じように私はとつてよろしい、この程度に考えておるわけでありまする。この辺の料金問題がいま一番問題になつておるわけでありまする、どう考えておるか、ひとつ聞いておきたい、こゝろ思ひわけでありまする。

○千代説明員 ただいまこの点で郵政省へ法律が通つたあと認可を申請する都合で御相談申し上げている内容を御披露いたします。従来の試験接続は有放内部の電話で、いわゆる公衆通信サービスといふものがいつておつた。ところが、今度は入り口の交換台までと、すいぶんいままでのものと性格が違つておるわけでありまする。したがつて、たゞいま森本先生のお説のように、内線に従来付加使用料十五円といふものを一内線電話機ごとに課しておるの、これは筋が通らぬじやないか、お説のとおりでございまする。それから内線電話機ごとに一個当たり十五円といふものは、この際これを廃止いたしまして、そのかわり電話局から有放交換台までの回線使用料を、これに私どもが有放を接続いたしました、最初に試験をしたり、それから定時に試験をしたり、いろいろまた運用の指導費用、こゝろいったものを考えまして、局線一回線当たり幾ら幾ら、こゝろいった加算額を課していきたいと思います。現在考えておりますのは、定額制局、それから度敷制局で違ひますが、各級局によつて違ひわけでありまするが、級局の基本額に對して千五百円を加算額を課してやつていきたいと思います。これを従来のものと比較いたしますと、どの程度になるかといひますと、約三分の一程度の違いではないか、こゝろいうぐあいに御参考までに……。

○森本委員 そつちいたしますと、三級

局で維持費が何ぼですか。

○千代説明員 三級局で、現在度敷制局はございせんので、将来はもちろんでございせん。定額制局では、基本額が一回線当たり千三百円でございせん。それから加算額が千五百円でございせん。

○森本委員 そつちいたしますと、三級局で二千八百円、こゝろのことになるわけですね、毎月の費用は。その千三百円については、これも前に審議いたしましたのでやりませんが、千五百円といふものの積算根拠をひとつ示してもらいたい、こゝろ思ひわけなんです。

○千代説明員 有線放送電話設備、この接続時に進行検査、また設備の変更がございましてときの検査、それから交換機取り扱ひ者に対する運用指導、こゝろいった費用を加算いたしてゐるわけでありまする。(千五百円の積算根拠だ)と呼ぶ者あり。過去におきまする三十六年度の五施設、それから三十七年度の二十八施設、三十三施設やりました場合の実績をとりまして、それから節約できる額を取つて、検査費、運用指導費、これを十三年で大体ちやうだいするといふ考へ方でやりますと、総額で千六百十九円見当になるわけですから、これをまるくして千五百円、こゝろのことになつたわけでありまする。

○森本委員 だれか委員の中でのいふ答弁でわかつた人あるだろうかね。わからぬ。私が千五百円といふものの積算根拠を示してもらいたいと言ふのは、検査料なら検査料にどの程度、設備変更、運用指導といふものにどの程度いつておる、さらにまた——よくわかるように言わないと、高いと言ひ者と安いの言ひ者と出てくるわけですから、

これが一般の局線と比較して長ければ長い。だから、これが一般の局線と同じようなものなら特別のものをとる必要がないから、特別の費用を、千五百円とるというところは、検査、設備変更、運用指導、これによつてとるわけだ。それが一般の局線よりも平均したら長ければ長い、こゝろのことになると思ふ。だから、こゝろのものに準ずるがどうなつておるかといふことを聞いておるわけだ。

○千代説明員 局線が長い短いという問題はいづれお答え申し上げます。その点よりも、実際の開通試験及び変更検査、これに要する旅費、片費、労務者の費用、實際上のものを全部実績に徴しましてこれから出た数字でございませう。開通検査の場合も、変更検査の場合も、その金額は違ひものでございませう。大体開通検査、それから変更検査を合しまして、それを十三年で割り、一月分にする、千三百円に相なりまする。そのほかに有放会社に対する運用指導費、それと管理共通費等を合わせますと、先ほど申し上げました千六百円余りになるわけでありまする。

○森本委員 この開通検査といふのと変更検査といふのは毎月やるのですか。

○千代説明員 開通検査は開通の際に必ずやる。それから変更検査は変更の際にやる。法律の中にもございまして、ごく軽微なものは別でございまして、それ以外のものは必ずやる、こゝろ考へてあります。

○森本委員 千三百円といふのは毎月とるんでしょ。だから開通検査、変更検査は毎月やるのか、こゝろ聞いておるわけだ。

ればならぬ、私はそう考えておるのです。すが、そういうことをあなたのほうで約束してくれますか。答弁できないばかりですよ、これは。そんなことは本来言うべきことじゃないけれども……。

○米沢説明員 いまの点につきまして、後日御連絡申し上げます。

○森本委員 それでは次に移ります。私がここでちょっと聞いておきたいと思ふことは、有線放送電話の相互間の連絡通話を今回第四条で認める場合と第九条で認める場合との利害得失をちょっと考えてみたい、こう思うわけでありまして、第九条によつて相互接続を認めなかったというこの理由もちょっと聞いておきたい、こう思うわけでありまして。

○浅野政府委員 第九条は相互接続でございまして、相互接続のはらは、電気通信のあり方といたしまして基本的にこれは禁止いたしております。同時に、要望の強い区域内の相互通話、これをやらせましたためには、その意味から相互接続でなく共同設置、かようにいたした次第でございます。

○森本委員 本来ならば、これは公衆電気通信法及び有線電気通信法の一部を改正する法律案という形で出すのではなくして、有線放送電話に関する法律の一部を改正する法律案として出すのが、そういう法律案の形式になるのが妥当であります。もちろんその間におきます政府与党並びにそれぞれの各省の連絡機関のあなたの方の御苦労は察しますけれども、法体系のあり方としては、私は、こういうふうな改正をするならば、少なくとも公衆電気通信法及び有線電気通信法の一部を改正する法律案という形でなくして、有線放送電話に関する法律の一部を改正する法律案として出すのが、立法技術上は正しいあり方である、こう解釈をしておるわけでありまして。しかし、それが政治的ないろいろな関係、いろいろな話し

合い、また政府与党間のいろいろな調整、そういうものからこういう形になったという経緯についてはわかりませんが、法体系のあり方としては、私のいま言ったような改正のしかたをするのが妥当ではないか、こういうことを聞いておるわけでありまして、どうでありますか、大臣。そのとおりならばそれで次に進みますが……

○小沢国務大臣 ただいまおっしゃったような考え方もございまして。ございすけれども、われわれといたしましては、一応いろいろ研究いたしまして結果、こういう体制になった次第でございます。

○森本委員 研究しました結果そうになった、それはわかる、そういうふうになった経過は。しかし立法技術のたてまえ上からいくとするならば、有線放送電話に関する法律の一部を改正する法律案として出すのが最も正しいやり方ではなかったか。それができなかつたことの理由については——いろいろその経過は十分わかるのです。わかるが、立法院としてここで明らかにしておきたいことは、本来ならば、法律改正ということについては、有線放送電話に関する法律を改正するという形で出すのが正しかったけれども、政治的な取り扱いとして、公衆電気通信法及び有線電気通信法の一部を改正する法律という形で出さざるを得なかつた、こういう経過ではないか。そのとおりでございますということなら、それと先へ進もうというのを言っておるわけですか。

○小沢国務大臣 確かにおっしゃる通りに、いろいろの経過がありまして、

こういうふうになった問題でありまして、いま森本先生のおっしゃるとおり、そういうふうにするのが私は一つの有力な理由だと思ひます。理屈だと思ひます。

○森本委員 それから、この間も申し上げましたけれども、現在の試行接続においてやつておるのを三年間の猶予期間を切つておるわけでありまして、これは三年後に郵政省としてこの法律どおりびしつとやる自信がございすか。この決意は私は大臣にはつきりとお聞きしたいと思ふ。もつとも、そのときにあなたは大臣でないと思ふけれども、しかしこれは速記録に残るわけでありまして、三年後にこの法律のとおりびしつとやるつもりであるかどうかということをはつきりしておかないと、やはり有放線もそれ相当地にそれに対応する体制を整えていかなければならぬ。三年後になつたらまあまあ何とかなるわということをやつておるとするならば、また問題が起つてくるわけだ。だから、法律を改正する場合には、そういうふうな法律を——私はこれは無理があると思ふけれども、一ぺん許可しておいてまた取り消すということ、なかなか無理があると思ふけれども、しかし、無理があるというところは言わねえといつたし、とにかく政府が改正案をこういうふうに出す以上は、三年後においてははこの法律のとおり施行する決意であるということなら、それをばつきりしておいてもらいたいと思ふわけでありまして。

○小沢国務大臣 この猶予期間につきましては、三年たちましたら法律どおり

りやるというふうな決意で進んでおります。

○森本委員 幸いあなたは、そのときに大臣でないから、そのときの大臣は相当な苦勞をされるだろうと思ひますが、とにかく一応決意は決意としてこれは述べておかなければならぬと思ふわけでありまして。

そこで、この改正案につきまして、重要な問題が省令及び郵政大臣の認可事項になつておるわけでありまして。元来ならば、こういう郵政大臣の認可事項、さらに省令という点については、一つ一つ明らかにしていかなければならぬと思ふわけでありまして、私はやはりできる限りこの問題も速記録で明らかにしていきたいと思ふわけでありまして。たとえば委員長の選挙区でもありますところの、北海道におきます市外通話の区域の分割については、第五十四条の三の五項におきまして、やはり郵政省の省令できめるということになつておるわけでありまして、この具体的なきめ方については、現在のところどうお考えになつておるか。さらにまた、これはそれぞれの有力者の意見も十分に聞いて、納得のいく形においてこれをおさめるといふ形にするのか、あるいはまた、郵政省と電電公社だけでやつていくとするのか、そういう点をひとつ聞いておきたいと思ふわけでありまして。

○浅野政府委員 北海道は面積が非常に大きいものでありますから、札幌区域、函館区域、旭川区域、北見区域、釧路区域、この五つに分轄してやるようにいたしております。

○森本委員 それで大体北海道側の人々は納得しておるわけですか。これははかり慎重に考えぬと、あなたがまたよけいまたごすることになりはせぬだろうかと思つて私は聞いておるわけでありまして。そういう点については、相当慎重な配慮をすべきでないかと思ひます。単に、郵政省としてはこう考えております、これは一つの試案であります、実際に実行に移す場合には、それぞれの有力な方々の御意見も聞き、十分に考慮しながら、各般の事情を考慮しながらきめたいと思ひます、こういうことが一番すなおな答弁になるわけでありまして。そういうふうな形にするのか、いまあなたが言うたような形を押し切ろうとするのか、その辺の上手な答弁を求めておるわけでありまして。

○浅野政府委員 公社の加入電話の電話料金、こういったものをきめます場合に、いままでもたびたび御意見はちょうだいいたしておりますが、何と申しまして北海道は面積広大であります。九州の二倍であります。それで、その方法につきましては、通話の流れの状況等を考えまして、現在の五つに分けるように準備しておる次第であります。

○森本委員 だから、五つに分けるような準備をしておるけれども、それぞれの人の御意見、そういう各般のあらゆる情勢を十分に勘案して、全部が納得のいく形において進めたいと考えております。ただ、いまの郵政省の事務局の案としてはこういう案でございすけれども、それを実際に決定する場合には、あらゆる各般の情勢を検討してきめたいと考えております、こういう答弁なら先へ進みます、こう言つ

てあなたを促しておるわけです。あなたが何回も同じような答弁をするから長くなる。大臣どうですか。

○小沢内務大臣 ただいま監理官の申し上げましたのは案でございまして、われわれはこれを決定をいたしますには、皆様の御意見を承って十分に研究した上決定したい、そういうふうに思っています。

○森本委員 次に、有線放送電話を電話取扱局に接続する場合の特別の事由、やはり五十四条の三の五項ですが、この「特別の事由」というのはどういう意味ですか。

○浅野政府委員 収容局が行き詰まりの場合に、この一号から三号までの規定の例外を考えたい、こういう内容であります。

○森本委員 そうすると、一号から三号までの場合以外に、これが一ぱいの場合はだめだ、こういう意味ですか。

○浅野政府委員 一ぱいの場合には、この原則以外の方法で、たとえば隣の局に収容いたしましたり、収容できるところに持っていく、かように考えております。

○森本委員 わかりました。それから五十四条の五の市外通話のいわゆる接続の基準、これについて伺いたい。

○浅野政府委員 県内であって、しかも基準として無中継または一中継、こういうふうに考えております。

○森本委員 それから第五十五条の二項の設備の保存に関する条件ですが、これはどういふことですか。

○岩元政府委員 これは公社線につながるわけですから、公衆電気通信業務に影響を及ぼさないといった

ような見地から標準的な保守方法をきめるように——公社に結局させるわけでありまして、そういう内容を書き。それから保守責任者を置く。保守責任者というのは、相当な程度の知識技能を有するものでなければならぬといったようなこと、そのほか、公社が通話試験等を行ないます場合には、これに協力すべきであるといったようなことを書くつもりでございします。

○森本委員 この保守責任者というのは一定の基準を設けますか。たとえば現在公社のいわゆる通信工事施設に關連するものについては一つの基準を設けておるわけですが、ああいふような基準をこういう責任者に設けるわけですか。

○岩元政府委員 公社のPBX等の場合のような一定のはっきりした基準というものはなかなかきめがたいのではないかと思いますが、常識的に必要な知識、技能を備えておればよろしいのではないかと考えております。

○森本委員 だから、それじゃどうも具体的にわからぬので聞いておるわけだ。かりに試験でもするの、あるいは何か経験があればよろしいというふうにするのか、問題はそこですね。

○岩元政府委員 なお、この問題につきましても、最終的に考え方をきめておるわけではございせんけれども、いまのところは、試験をするとかそういったことは考えておりません。ただ、ある程度保守責任者を施設者のほうできめまします場合に、大抵経験年数としてはこの程度のものが望ましいといったような指導はいたすつもりでございます。

○森本委員 こういう問題は、本来、施設側にとってはなかなか大きな問題です。もしかりに一つの経験年数というのにならんと、その者がいなければできないということになるわけでありまして、こういう問題について施設側の意見も十分聞いて、こういうような省令を出す場合にはやってもいい。それから、やはり電

話というものの性格からいって考えてみなければならぬ。その辺の接点というものがなかなか現実の問題としてはむずかしいのではないかと、いふに考えておるわけでありまして、できるならばこういう法律が通過する際には、本来ならばそういうふうな内容については明らかにすることができない

ければならぬと思ひますけれども、残念ながら郵政省並びに公社側については、いまだにその準備がないというところでありますから、できる限り、こういう問題についても、すべての施設側が納得のいくような形においてひとつやってみよう。あとからわれわれ国会議員のところ、こういうふうな省令についてはやめてもらいたいとか、きつ過ぎるとかいうような陳情がないようにしてもらいたい。そこは郵政省、電電公社が責任を持って話し合ひをし、またそういうことの納得のいくような形においてやってみよう。たいというのを、私はこの際強く要請しておきたいと思ひます。

○森本委員 同じような問題であります。第五十五条の三項の設備変更の際の公社の検査の基準というのについて、おそろくまだ明確にきまつてないと思ひますけれども、大体どういふものであるか、ひとつ明らかにしておいてもらいたい。

○岩元政府委員 この問題につきましては、大体設備変更の際に、どの程度の変更であればこれを公社の検査の対象にするかといったようなこと、あるいは検査の場合の手続、あるいは検査の方法、そういったようなことについてきめたいということ、大体の案はできております。それから、そのほか公社が検査いたします際に、もちろん接続通話の契約者のほうはそれに協力するといったようなことを書くつもりでおります。

○森本委員 大体の案ができておたら、なぜその案を持ってこないんです。何回も監理官がこの法案をほくのところに説明に来てても何にもならぬ。ほくはそういう省令なり政令なりの案があれば、全部持っていきたいということは何回も言つたはずだし、ほくはそういう点は専門家がから見ればわかる。だけれども、まだ全然準備ができてないと言ふから、それなら内容を総ざらいをして簡単に済ませよう、こう思つてやつておるわけですか。できておるならなぜ早く持っていきたいのか。初めからほくのほうは言つておるわけだ。

○岩元政府委員 まだ最終的にきめておるわけではございせんので、お出しする段階までは至つてないわけでありまして、まるで漫画みたいなものでこれはなんでありまして、次に、検査を省略し得るところの設備の軽微な変更の内容というふうなことにしても、これは考えていかなければならぬと思ひますが、いままでは全部郵政省の省令であります。ここで申し上げておき

ますが、こういう省令についても、出すときには電電公社とも相当相談をせられると思ひます。思ひますが、これはやはりわれわれ各党の政審会あたりにはひとつ予備的な素材というものをその前にぜひお願いをしたい。省令といへども、われわれとしてはかなり意見を持っておるわけでありまして、本来法律をこしらへるに審議をする際に、その政令の全貌を明らかにすべきでありますけれども、残念ながら間に合いませんので、私が申し上げました一から六までのこのいろいろな省令等については、あらかじめひとつ各党の政策審議会あたりにも御提示を願いたい、こう思ふわけでありまして、その点大臣どうですか。

○小沢内務大臣 ただいまの御意見もありませんので、できるだけ御趣旨に沿うようにいたしたいと思ひます。

○森本委員 それから、その次の郵政大臣の認可事項及び公社が定める準則についても、これはかなり重要な問題を含んでおるわけでありまして、本来ならばこれが主題になるわけでありまして、特にたとえば第五十四条の三の三項の二の設備の技術基準、これが相当大きな問題になると私は思ひます。一応私は、公社は原案なりあるいはそういうものはできつたと思つておられます。できておたら持つてこないければならぬと思ひますが、おそろくできておらぬ。できつたと思ひますが、大体どういふ内容であるか、できつた内容を概略御説明願つておきたい、こう思ふわけですが、これは公社です。

○橋本説明員 お答えいたします。技術基準につきましては、第二種と第一

種と二種類ございます。第二種は現在試験接続をやっております際に用いた技術基準と同程度、こういうふう

に考へております。それから第一種につきましては、これは通話範囲が市内接続通話に限られるものでございま

す。それで技術基準につきましても、普通は減衰量、一内線当たりの電話機

数、電柱の規格等につきまして、第二種の場合よりも低規格のものとした

と、もう少し具体的に申し上げますと、いまの通話減衰量は、第二種では

九デシベル程度のことをやっておりますが、十二デシベル以下ということも

考へたいと思っております。それから、内線当たりの電話機数につきま

しても、十五個以内というのが現在の試験接続基準のものでござい

ますが、それに対して第一種の場合は三十個以内というように考へたい。電

柱の末口につきましても、第二種はある種の値を出しておりますが、第一

種におきましては、有線電氣通信設備令を満足しておれば、もうそれ以上の

ことは言わないというようにことを事務局としていま考へて進めておるわ

けであります。

○森本委員 それから、もう一つ忘れておりましたが、通話料の場合、有線から

公社側にかける場合は問題がないのですが、公社側から有放側にかつてきた

場合に、放送しておる場合には、これは通話中と同じような取り扱いをしますか。

○千代説明員 有放の交換台まで、通話が完了したといたして扱います。

○森本委員 だから、向こうからきた場合に、放送中の場合は話し中と同じようになつてくるのじゃないか。

○千代説明員 話し中と同じ関係ではなく、その有放にかつたということであり

ます。○森本委員 そうすると、それは一通話料とるわけか。

○千代説明員 さうであります。

○森本委員 これは公社側から考へれば、商人根性を出せば、当然考へ

る考へ方に立つと思ふ。それは向こうが放送しておる方がおるまいが、こ

ちの知つたことじゃないということになると思ふ。ただ問題は、先ほど

私が有線放送電話に関する法律のところで論じたように、この施設は今後

営利を目的とするところには許可をしない、さらにまた、農業協同組合、市

町村、公共団体、そういうところに限るといふのが大原則的な方針である

といふのが、郵政省の方針で示されたわけでありまして、さうなつてまい

りまして、電電公社がこういうふうな施設について、一般の黒電話と同じよう

な取り扱ひを全部が全部していかねばならぬといふ考へ方については、相

当考慮に値する問題がありはしないか。ただいまのような問題について

も、さういふふうなほんとうに商売根性でやらなくても、話がで

きなれば、その場合には、その程度は公社側が負担をしていいのじゃないかとい

ふに私は考へるわけです。そこに公社の幹部とわれわれの考へ方の相違が

出てくるわけでありまして、われわれはこゝのいわゆる有線放送電話とい

ふものを一般の公衆電話と同じように考へたくない。同じように考へると

今後これを許可認可する方針といふのは、おおよそ市町村、地方公共団体あるいは農協、漁業協同組合といふ、一つ

の公共的な性格に限つていきたい、こゝういふことを言つておるわけであり

ます。だから私は、さういふ点について、あまりにも公社は営業的な考へ方

ではないか、こゝういふふうに考へるわけでありまして、これは総裁に言つ

て、よけい老いの一徹でがんこな答弁になるかもしれないが、こゝういふことは

重大な問題でありますから、私は総裁あたりに聞いておきたいと思ひます。

こゝういふ有線放送電話に関する料金の取り扱ひ等については、この有線放

送電話に関する法律の立法趣旨からいへば、さういふ点については、もつと親

心のある態度を公社は示してもいいのじゃないか、また、それくらい

の通話料といふのは、年間を通して公社の予算を左右するといふ状態にはなら

ないわけですね。その点ひとつ公社総裁として、賢明なる御答弁をぜひお願い

を申し上げておきたい、こゝう思ふわけでありまして。

○大橋説明員 現在試行中の場合には、放送中のものはすぐ直ちに放送を

やめるといふことになつてゐるので、それでさういふことができるのであり

ます。今度は、本施行の場合には、交換台までわれわれがつなぐ、それから先

は自主的に有線放送の意思にまかしておる、こゝういふことになつていま

す。本来は放送が主体でありまして、電話のほうはもとむしつたけの性質の

ものでありますから、われわれはこれで放送をやめなさいといふことを

言ふのは、むしろ横暴な考へ方だと思ひますが、そこはわれわれは関係しな

いで、交換台までつなぐことによつて、われわれの義務といひますか、接

続事務は完了した、かように認めていただきたいと考へておるわけであり

ます。○森本委員 だから、その点はいわ

けであります。一つは私はその点をい

かぬといふことを言つておるわけじゃ

ない。公社としては有線放送が一つの加入として考へていいわけだから、

その方式でよろしいけれども、その場合の料金問題、問題は、その場合

の目的といふものを果たさないことにな

るわけ、公社はその目的が果たされたと感じて通話料金をとるけれども、

加入者としては、その通話目的が果たされないうちに料金をとられること

になるわけだが、これが普通のPBXといふ場合には、普通の黒電話、公衆電

話と同じように取り扱つてもいいわけですね。先ほど郵政大臣なり監

理官の答弁を聞いておつても、一般のいわゆる電電公社がやっております加

入者の電話と、公共性という性格から、この有線放送電話に関する法律に

よるところの電話といふものは、性格が違つておるわけである。営利を目

的とするものについては許可しない、将来についてもできる限り農協とか漁

業協同組合とか公共団体に限る、個人にはなるべく許可をいたさない、こ

うのが郵政大臣の方針であるといふことを言つておるわけですね。さうい

ふような公共的な性格を持つ有放の場合には、一般の黒電話と同じように公

社が料金問題について考へて、そこまで料金をとらなくてもいいのじゃない

か。それと、さういふことになつておるわけですね。たつて、公社の三千億以上の予算から

見た場合には、微々たるものである。もつと親心を示してやつてもいいの

じゃないか、こゝういふふうに考へるわけですね。将来この問題が、かりに六

年、七年後に大改修をしなければならぬといふことになつた場合には、三

万円も出して大改修するくらいなら、あるいは公社の地域団体加入電話に加入

したほうがよろしいという結論になるか、いずれにしても電電公社が指導的

な立場に立たなければならぬといふことは当然であります。さういふ場合

に、私はあまりにも電電公社が、さういふような商売根性を出さなくても

いいじゃないかといふことを言ひたいのであります。それをあまりにも公社が

露骨に、あくまでも商売根性を言うから衝突が起るわけでありまして、さ

ういふ点については十分実情を考慮いたしまして、さういふふうな料金につ

いても十分ひとつ意のあるところをくんで検討したいと思ひます、く

らいの答弁ができれば満点だ、こゝういふところが私の質問であります。だから、賢明

なる総裁でありますから、時間の節約上、御趣旨もつともでありますか

ら、十分その趣旨に従つて検討してみましよう、こゝういふくらいで大体終

ますけれども、はたして御趣旨のお
りいくかいかぬか、いまからお約束は
できかねると思ひます。

○森本委員 約束はどういう……だか
ら私はあなたが一つのがんこさを持っ
ておると言ふわけだ。さういふ点につ
いては、自民党の委員の方々でも、一
人一人意見を聞いてみなさい、そのく
らいのことでは公社は突っぱねることは
ないというが大半です。はつきり言っ
てあまり公社はがんこ過ぎる。そのく
らいのことは融通をつけていいじやな
いか。やはり政府と党内、予算編成の
ときにもっと大きなところで動きかけ
ていただきたい。さういふこまかな問
題であつた方がいつもがんこなことを
言つておることが都合が悪いことにな
る。さういふこととくらは、国民大衆
のためにある程度譲つていいじやない
かといふことを私は言ひたいので言つ
ておるわけであつて、総裁もさういふ
点については、もう少し大きな度量を
持つて見てもらいたいといふふうに考
えるわけでありまして、重ねて総裁の
善処方を要するわけでありませう。ま
くらことは要りませんから、今後ひ
とつ十分に善処するように検討してみ
ますといふことならけつこうです、こ
ういふことを言つておるわけだ。

○大橋説明員 せつかくの御意見であ
りますから、十分検討いたすつもりで
あります。

○森本委員 これ以上総裁とやつてお
りますと長くなりますので、私はこの
程度で質問を一応終わりますけれども
も、最後に申し上げておきたいこと
は、先ほど来質問をいたしておられ
ても、この法律が非常に大事であるこ
とは言うまでもありません。しかしな

がら、実際問題としては、この法律が
制定され施行されてからあとに起こり
ますところの政令、さらに、郵政大臣
の認可許可基準、さういふ非常に重大
な問題を含んでおる法律案件でありま
す。だから、この法律が通りまして
も、まだまだ問題が相当多く残つてお
るわけでありませう。今後有線放送電話
との間におけるいろいろ問題もあらう
と思ふわけでありませう。さういふ点に
ついては、私は、郵政当局並びに公社
当局も意を用いて、この運用をはかつ
ていただくと同時に、今後法律案とい
うものを審議する場合には、でき
る限りさういふ政令の委任事項あるい
は大臣の許可認可基準事項、さういふ
ものについては、さういふ審議の際に
明らかにできるように、十分に万全の
手配をしていただきたいといふことを
強く要望いたしまして、一応私の質問
を終わります。

○本名委員長 これにて本案に対する
質疑は終了いたしました。

○本名委員長 これより討論に入るの
であります。討論の通告もありません
ので、直ちに採決に入ります。

○本名委員長 起立総員。よつて、本
案は原案のとおり可決すべきものと決
しました。

【賛成者起立】

○本名委員長 この際佐藤洋之助君よ
り発言を求められておりますので、こ
れを許します。佐藤洋之助君。

○佐藤(洋)委員 私は自由民主党、日
本社会党、民主社会党を代表いたしま
して、ただいま可決されました公衆電
気通信法及び有線電気通信法の一部を
改正する法律案に次の附帯決議を付す
る動議を提出いたします。

まず、附帯決議の案文を朗読いたし
ます。

公衆電気通信法及び有線電気通
信法の一部を改正する法律案に
対する附帯決議(案)

日本電信電話公社は、全国にあま
ねく、且つ、公平に、公衆電気通信
役務を提供する使命を負うものである
が、農山漁村地帯における公社電
話の普及については、昭和三十三年
有線放送電話に関する法律案可決の
際における本委員会の附帯決議によ
る要請にもかかわらず、今なお低調
を免れなかつたため、今回の有線放
送電話接続通話役務の実施等に踏み切
らざるをえなかつたのである。よつ
て、政府及び公社当局は、更に一
層、これら農山漁村地帯における本
来の通話手段たる公社電話設備の拡
充、サービスの改善に努むべきこと共
に、有線放送電話がこれら地帯の向
上発展に果している役割の大なるに
かんがみ、一層適切な措置を行なう
べきである。

右決議する。

以上であります。

次に、これが趣旨を簡単に御説明申
し上げます。

元来、有線放送電話は有線放送設備
を基盤とし、これに送受話器を付置し
て放送と通話の両機能をあわせ行なう
ものでありまして、その簡易性が農山
漁村地域住民の好むところとなり、戦

後、農村の一角に自然発生的に出現し
たものが、たちまち全国の農山漁村地
帯に燎原の火のごとく広がり、日本電
信電話公社が独占的に経営する国内公
衆電気通信事業に対する一大脅威とな
るまでに成長したのであります。政府
はこの既成事実の上に立つて有線放
送電話に関する法律の制定に踏み切る
ことを余儀なくされ、かくして公衆電
気通信業務の独占性の一角はくずれ
て、新たに別個の自営の電話形態が生
まれたのであります。このことは、も
とより、有線放送電話が農村社会にお
けるやむにやまれぬ実際の必要から生
まれたもので、現実にその地域住民に
多大の利便を与えているという事実
によるものであります。一つには電
公社の提供する電信電話サービスが、
従来、ややもすれば都市偏重に傾き、
農山漁村地帯に及ばなかつたため、そ
の間隙を縫つて有線放送電話の進出を
許すといふ事態を招いたことは明白で
あります。本委員会は、この事実にか
んがみ、有線放送電話に関する法律案
が昭和三十三年の第二十六回国会にお
いて可決されるに際し、特に附帯決議
により、政府及び公社当局に対し、こ
の法律の制定施行いかんにかかわらず、
公社は公衆電気通信役務を全国に
あまねく、かつ、公平に提供すること
を責務とするその使命にかんがみ、農
山漁村等電話の利便に恵まれていない
地帯における公衆電気通信施設の拡
充、サービスの改善につとむべき旨の
要望を行なつたのであります。

自來六年の星霜を経ておりますが、
有線放送電話は市町村建設計画や新農
山漁村建設計画による国の助成と相
まって、加入者数において四倍余の目

ざましい増加を見せて、現在二百万に
達しているに反し、同地帯における公
社電話の加入数は、現在百万に過ぎ
ず、その増加率は三〇%にとどまつて
いるのであります。もちろん、その間
において、公社は手をこまねいていた
わけではなく、電信電話拡充第二次
五カ年計画に基づき、地域団体加入電
話制度を新設するとともに、農村公衆
電話、多数共同電話等の増設を策定し
て、農村電話の拡充につとめ、その努
力は多とするものであります。その効
果については多少の疑問なしとはい
ひませんが、かくして有線放送電話は
その勢力を増して僻遠の山間部から村
落の中心部まで浸透し、ついに公社電
話との接続を要望する声が高まるに
至つたのは必然の勢いとも申せるので
あります。

このような情勢裏におきまして、政
府は、今回、関係法を改正して、有線
放送電話と公社電話との接続通話を一
定条件のもとに認めるとともに、同一
市町村内における二以上の施設を共同
設置による加入者相互の通話をも認め
ることとしたが、たとえさういふ
ような措置をとりましても、電公社
がになう電話サービスの全国普及義務
はいささかも減免されるものではない
のであります。電公社はこの点に思
いをいたし、第三次以降の五カ年計画
においては、目標を小都市及び農山漁
村地帯に向け、さらに一層サービス
の向上につとめることが緊要でありま
して、独立採算のみに拘泥して、これ
らの地帯における施設の拡充に消極的
であるようなことがあれば、それは公
社の公共企業体たる使命に背反するも
のと言わざるを得ないのであります。

第一類第十一号 通信委員會議録第二十七号 昭和三十八年六月十二日

一七

なお、有線放送電話が、農山漁村地域の経済、文化の向上、発展に果たしている役割りは非常に大きいのでありますから、政府及び公社当局は、許可の際の加入電話の人口普及率たる千分の十七の緩和等について適切な措置を講ずべきであります。

私は政府及び公社当局がこれらの認識を誤ることはないと思いますが、公衆電気通信法及び有線電気通信法の一部を改正する法律案可決のこの機会において、政府並びに公社当局の熱意を喚起し、一段と積極的な施策の樹立を要望する意味において、この附帯決議案を提出いたしました次第であります。何とぞ全会一致御賛成あらんことをお願いいたします。

○本名委員長 ただいまの佐藤洋之助君提出の動議のとおり本案に附帯決議を付するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○本名委員長 起立総員。よって、本案に附帯決議を付するに決しました。

○本名委員長 本案に対する委員会報告書の作成等につきましては、先例により、委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○本名委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

この際、小沢郵政大臣及び大橋電電公社総裁より発言を求められております。これを許します。小沢郵政大臣。

○小沢国務大臣 ただいま公衆電気通信法及び有線電気通信法の一部を改正する法律案につきまして、本委員会に

おいて慎重御審議の結果、全会一致御可決をいただきました。まことにありがとうございました。お礼申し上げます。

今後この法律の施行につきまして、御審議の際における御意見を十分尊重いたしまして、また、あわせて附帯決議の御趣旨に沿うよう適切な運用を期する所存であります。

○本名委員長 大橋電電公社総裁。

○大橋説明員 公衆電気通信法及び有線電気通信法の一部を改正する法律案を全会一致で御可決いただきましたことは、まことにありがとうございます。厚くお礼を申し上げます。

なお、審議の際いろいろお教えいただきました事柄につきましては、附帯決議の御趣旨とともに、今後できる限り御趣旨に沿うように努力いたしたいと考えております。まことにありがとうございます。

○本名委員長 次会は明十三日午前十時より理事会、午前十時三十分より委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後四時十九分散会

〔参照〕

公衆電気通信法及び有線電気通信法の一部を改正する法律案（内閣提出第一六五号）に関する報告書